

令和元年第 5 回定例会

# 鋸南町議会会議録

令和元年 9 月 3 日 開会

令和元年 9 月 13 日 閉会

鋸南町議会



## 令和元年第5回鋸南町議会定例会議案一覧表

|        |   |
|--------|---|
| 発議案第1号 | 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）について   |
| 議案第1号  | 鋸南町特定教育・保育施設に係る利用者負担額に関する条例の制定について  |
| 議案第2号  | 鋸南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 議案第3号  | 鋸南町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 議案第4号  | 鋸南町都市交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 議案第5号  | 財産の取得の変更について（デジタル戸別受信機）   |
| 議案第6号  | 令和元年度鋸南町一般会計補正予算（第3号）について   |
| 議案第7号  | 令和元年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第2号）について   |
| 議案第8号  | 平成30年度決算認定について<br>1. 平成30年度鋸南町一般会計歳入歳出決算<br>2. 平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算<br>3. 平成30年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算<br>4. 平成30年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算 |
| 議案第9号  | 平成30年度決算認定について<br>1. 平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計決算<br>2. 平成30年度鋸南町水道事業会計決算  |
| 報告第1号  | 平成30年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について  |
| 報告第2号  | 平成30年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（病院事業会計）   |
| 報告第3号  | 平成30年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（水道事業会計）   |

## 令和元年第5回鋸南町議会定例会会議録目次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 招集告示                                 | 1  |
| 第1号(9月3日)                            |    |
| 議事日程                                 | 2  |
| 本日の会議に付した事件                          | 2  |
| 出席議員                                 | 2  |
| 欠席議員                                 | 2  |
| 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 2  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                   | 3  |
| 開会の宣言                                | 4  |
| 会議録署名議員の指名                           | 4  |
| 会期の決定                                | 4  |
| 諸般の報告                                | 6  |
| 町長から提案理由の説明、諸般の報告                    | 6  |
| 一般質問                                 | 11 |
| 笹生 あすか 議員                            | 11 |
| 大塚 昇 議員                              | 21 |
| 竹田 和明 議員                             | 28 |
| 小藤田 一幸 議員                            | 42 |
| 散会の宣言                                | 49 |

## 第2号（9月4日）

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 議事日程                                 | 50 |
| 本日の会議に付した事件                          | 51 |
| 出席議員                                 | 51 |
| 欠席議員                                 | 51 |
| 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 51 |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                   | 51 |
| 開議の宣言                                | 52 |
| 議事日程の報告                              | 52 |
| 発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決                | 52 |
| 議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決                 | 54 |
| 議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決                 | 55 |
| 議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決                 | 56 |
| 議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決                 | 58 |
| 議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決                 | 59 |
| 議案第6号の上程、説明                          | 60 |
| 議案第7号の上程、説明                          | 63 |
| 議案第8号の上程、説明                          | 65 |
| 議案第9号の上程、説明                          | 74 |
| 報告第1号の説明                             | 82 |
| 報告第2号の説明                             | 83 |
| 報告第3号の説明                             | 83 |
| 散会の宣言                                | 84 |

第3号（9月13日）

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 議事日程                                 | 85 |
| 本日の会議に付した事件                          | 85 |
| 出席議員                                 | 85 |
| 欠席議員                                 | 85 |
| 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 86 |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                   | 86 |
| 開議の宣言                                | 87 |
| 議事日程の報告                              | 87 |
| 議案第6号の質疑、討論、採決                       | 87 |
| 議案第7号の質疑、討論、採決                       | 88 |
| 議案第8号の委員長報告                          | 88 |
| 議案第9号の委員長報告                          | 90 |
| 閉会の宣言                                | 92 |

鋸南町告示第46号

令和元年第5回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年8月29日

鋸南町長 白石 治 和

- 1 期 日 令和元年9月3日 午前10時
- 2 場 所 鋸南町役場議場

令和元年第5回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和元年9月3日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 一般質問〔4名〕  
1番 笹生 あすか 議員  
4番 大塚 昇 議員  
3番 竹田 和明 議員  
8番 小藤田 一幸 議員

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

出席議員（11名）

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1番 笹生 あすか 議員  | 2番 早川 正也 議員  |
| 3番 竹田 和明 議員   | 4番 大塚 昇 議員   |
| 5番 青木 悦子 議員   | 6番 笹生 久男 議員  |
| 7番 渡邊 信廣 議員   | 8番 小藤田 一幸 議員 |
| 9番 鈴木 辰也 議員   | 11番 笹生 正己 議員 |
| 12番 平島 孝一郎 議員 |              |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長     | 白石 治和 | 副町長    | 内田 正司 |
| 教育長    | 富永 安男 | 総務企画課長 | 平野 幸男 |
| 税務住民課長 | 加藤 芳博 | 保健福祉課長 | 杉田 和信 |
| 地域振興課長 | 飯田 浩  | 建設水道課長 | 平嶋 隆  |
| 教育課長   | 福原 規生 | 会計管理者  | 寺本 幸弘 |
| 監査委員   | 柴本 健二 | 総務管理室長 | 安田 隆博 |



本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局 長 笹 生 矩 義                    書                    記 安                    藤                    睦

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

〔開会のベルが鳴る〕

### ◎開会の宣言

#### ○議長（青木悦子）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、令和元年第5回鋸南町議会定例会を開会いたします。

暑いと思われる方は、上着を脱いでいただいても結構です。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

配付漏れなしと認めます。

### ◎会議録署名議員の指名

#### ○議長（青木悦子）

日程第1「会議録署名議員の指名」をいたします。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、

4番 大塚昇議員、8番 小藤田一幸議員の両名を指名いたします。

### ◎会期の決定

#### ○議長（青木悦子）

日程第2「会期の決定」を行います。

この件については、去る8月27日午前10時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会 笹生正己委員長。

〔議会運営委員会委員長 笹生正己 登壇〕

#### ○議会運営委員会委員長（笹生正己）

おはようございます。

それでは、議長から報告の求めがありましたので、去る8月27日午前10時から議

会運営委員会を開き、令和元年第5回鋸南町議会定例会の会期及び日程等について、審査いたしましたので、ご報告いたします。

今定例会の会期は、本日から13日までの11日間とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。

今定例会には、発議案1件、町長提出議案9件及び報告3件が提出されております。

本日は、このあと、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明及び諸般の報告を求めた後、一般質問を行います。

一般質問が終わったら散会いたしたいと思えます。

明日4日は、午前10時から会議を開き、議案の審査となりますが、発議案第1号から第5号については、順次上程のうえ、説明、質疑、討論、採決までをお願いします。

議案第6号から議案第9号までの補正予算及び平成30年度決算関係については、順次上程のうえ、説明を受けるだけとし、報告第1号から報告第3号については、報告を受けた後、散会したいと思います。

なお、平成30年度決算の審査につきましては、決算審査特別委員会を設置し、審査することで、議会運営委員会では協議されていることを、併せてご報告いたします。

5日から12日までの8日間は、議案調査のため休会とします。

13日は午後2時から会議を開き、補正予算関係の議案第6号及び議案第7号の質疑、討論、採決。続いて決算関係の議案第8号及び第9号について、決算審査特別委員会委員長からそれぞれ報告をいただき、討論の後、採決をお願いしたいと考えております。

一般質問であります。一般質問一覧表のとおり、今定例会には笹生あすか議員・大塚昇議員・竹田和明議員・小藤田一幸議員の4名から通告がなされております。

一般質問の時間は、答弁時間を含め60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内といたします。

また、再質問は一問一答方式で、回数は定めないといたします。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での審査結果をご報告申し上げるとともに、議員各位のご賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

### ○議長（青木悦子）

ただ今の、議会運営委員長からの報告ですが、今定例会の会期は、本日から13日までの11日間とし、一般質問については、通告のあった議員は4名。

質問の時間は60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内。再質問は一問一答方式で回数は定めないとのことです。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から13日までの11日間と決定いたしました。

## ◎諸般の報告

### ○議長（青木悦子）

日程第3「諸般の報告」をいたします。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として、出席通知のありました者の職・氏名は別紙報告書で報告したとおりです。

また、今定例会に提出された陳情書を参考までに配布いたしました。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

## ◎提案理由の説明並びに諸般の報告

### ○町長（白石治和）

皆さんおはようございます。

本日、ここに令和元年第5回鋸南町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には、公私ともご多用のところ、ご出席を賜りまして、厚く感謝を申し上げます。

議案第1号「鋸南町特定教育・保育施設に係る利用者負担額に関する条例の制定について」でございますが、本年5月31日に公布された「子ども子育て支援法の一部を改正する法律」に基づき、本年10月1日から施行される幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園及び保育所の保育料を利用者負担額に改めた上で、統一した条例を制定しようとするものでございます。

議案第2号「鋸南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が、本年11月5日に施行されることに伴い、印鑑登録原票に旧氏を併記できるなど、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正がなされましたことから、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第3号「鋸南町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、本年10月1日から施行される幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料を費用徴収に改める他、入所の対象に関する規定等について、改正をしようとするものであります。

議案第4号「鋸南町都市交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、本条例により定めている施設の利用料金の上限額について、簡易宿泊施設の利用料金の改定を行いたく、改正をお願いしようとするもので

あります。

議案第5号「財産の取得の変更について（デジタル戸別受信機）」であります。本年6月の議会定例会において議決を賜りました本件につきまして、納期の延長により取得金額に変更が生じたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第6号「令和元年度鋸南町一般会計補正予算（第3号）について」でございますが、8,593万4千円を追加し、補正後の総額を40億2,972万7千円にしようとするものであります。

はじめに、歳出の主なものをご説明申し上げます。

議会費では、議員報酬の削減及び議員の欠員に伴う報酬及び議員期末手当464万円の減額。

総務費では、弁護士委託53万円。

民生費では、保育所給食費補助金174万3千円。

衛生費では、保健師等の報償費18万9千円。

農林水産業費では、農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金125万7千円。

商工費では、商店会協議会合同売出し補助金45万円。

教育費では、中学校費で、職員室上部屋根等防水工事328万7千円、民俗資料館費で、トイレ改修工事79万8千円。

諸支出金では、前年度繰越金の確定等に伴い、財政調整基金へ8千万7千円の積み立てをいたします。

次に歳入であります。増額するものは、地方交付税1億2,850万2千円、県支出金125万7千円、財産収入6千円、特別会計繰入金416万5千円、前年度繰越金5,999万7千円、諸収入、保育所児童給食費174万2千円。

町債では、臨時財政対策債発行可能額の確定に伴い、336万5千円を増額させていただきます。

減額するものは、分担金及び負担金で、保育料355万3千円、繰入金で、財政調整基金繰入金1億954万7千円を減額いたします。

また、債務負担行為補正では、学校給食センター調理・配送業務委託及び弁護士委託の追加をお願いいたします。

議案第7号「令和元年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」でございますが、5,710万9千円を追加し、補正後の総額を13億621万5千円にしようとするものであります。

補正の主な内容は、歳出では、保険給付費として居宅介護住宅改修費289万1千円、基金積立金1,197万2千円、国・県及び支払基金への償還金3,775万6千円、一般会計への返還のための繰出金416万5千円。

歳入では、国・県及び支払基金からの負担金等で398万9千円、一般会計繰入金68万4千円、介護給付費準備基金繰入金58万3千円、前年度繰越金は、確定に伴いまして5,185万3千円をお願いするものであります。

議案第8号「平成30年度鋸南町一般会計・国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計」の4つの会計の歳入歳出決算については、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、監査委員さんの意見書を添えて、議会の認定をお願いするものであります。

議案第9号「平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計決算及び水道事業会計決算」については、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見書を添えて、議会の認定をお願いするものでございます。

次に、報告第1号から第3号は、財政健全化法の規定により、健全化判断比率及び企業会計の資金不足比率について、監査委員の意見書を添えて報告するものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長及び会計管理者から説明をいたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

この際、諸般の報告を申し上げます。

はじめに、友好都市提携30周年鋸南町民号についてでございますが、長野県辰野町との友好都市提携30周年を記念して、去る6月15日から16日に、町民の皆さん33名のご参加をいただき、辰野町を訪れるバスツアーを実施しました。

辰野町では、歓迎セレモニーや信州辰野太鼓チームによる太鼓の演奏など、心温まるおもてなしを受けました。

また、夜のほたる童謡公園でのホテル観賞の際には、雨も止みまして神秘的なホテルの乱舞を楽しんできた訳であります。

この町民号をきっかけに、両町の変わらぬ友情を確認し、今後も友好都市としての関係を深めて参ります。

次に、海水浴客の入込状況についてご報告いたします。

今年の海水浴場については、町内5ヶ所の全浜とも7月20日から8月15日までの期間の中で、17日間の開設をいたしました。

今年は開設期間を見直しまして、7月中は夏休み開始後の週末のみ、8月は最初の週末となる3日からお盆の帰省客で賑わう15日までの期間をカバーしたこともありまして、全体の入込客数は1万5,015人で、前年比20.5%増の入込みとなりました。

また、平成28年度より「安心・安全な鋸南町の海水浴場の確保に関する条例」を施行しており、海水浴場内におけるジェットスキーやバーベキュー、入れ墨の露出等に注意喚起をさせていただいたところでございますが、条例に対する苦情や指導によるトラブルもなく、条例施行以前よりもマナーの悪い観光客は減少し、海水浴場の秩序は保たれていると聞いております。引き続き安心・安全な海水浴場を目指して参ります。

次に、敬老の日のお祝い品の配布についてでございますが、今年も9月11日から、90歳以上の350名の方々に対して、敬老の日を記念し、心ばかりのお祝い品をお届けいたします。

また、今年度100歳を迎えられる方は2名でありまして、当町においては、100歳以上の方が9名となります。

どうぞ健康にご留意され、いつまでもお元気でご長寿でありますよう、お祈り申し上げます。

次に、防災訓練についてでございますが、9月29日（日曜日）に「鋸南町総合防災訓練」を実施いたします。

近年、海溝を震源とした巨大地震や直下型地震が懸念されている中、海に面した当町においては、津波による被害が一番心配されるところでございます。

このことを踏まえまして、昨年と同様に、全町民を対象とした津波避難訓練を行います。加えて、本年度は、津波避難訓練終了後、さらなる防災意識の向上に向け、保健福祉総合センター「すこやか」において、模擬訓練も実施する計画といたしました。

住民の皆様をはじめ、消防団、安房消防等の関係者にご協力をいただいての訓練となりますが、「自分の身は自分で守る」ことを念頭に、是非、訓練への参加をお願い申し上げます。

次に、頼朝まつりについてでございますが、源頼朝挙兵830年を機に新たな地域おこしイベントとして始まり、今年で8回目を迎えます。

9月27日から10月31日までを頼朝まつり期間として実施いたします。期間中の10月13日（日曜日）に道の駅きよなんを会場に、頼朝甲冑隊によるミニ英語ミュージカルや甲冑行列などのメインイベントを開催いたします。

また、その他の期間には、グルメ教室、サイクルツアー、ハイキングやガイドツアーなども実施いたします。多くの皆さまのご来場を期待しております。

次に、結婚50周年祝賀会の開催についてでございますが、今年も結婚50周年を迎えるご夫婦に対しまして、10月8日、「すこやか」にて祝賀会を開催させていただきます。

今年は3組のご夫婦の皆さんに、記念品の贈呈、記念撮影等、粗宴ではありますが、お祝いをさせていただきます。今後ともご夫婦の末永いお幸せをお祈り申し上げます。

次に、総合検診についてでございますが、今年は10月10日から17日までの土曜日、祝日を除く6日間、3つの会場で実施いたします。

検診は、成人病予防や疾病の早期治療には欠かせない取り組みで、町民の皆様の健康づくりのため、毎年定期的の実施しております。

該当する地区で受診できない方は、都合の良い日に受診することができますので、大勢の方の受診をお待ちしております。

次に、きよなん地美恵BBQ大会についてでございますが、今年も11月3日（日曜日）に佐久間ダム公園で実施いたします。

定員600名で募集しましたところ、わずか2週間余りで満員となるなど、大変な人気となっております。

このイベントは、有害鳥獣被害の代表格として、地域を悩ますイノシシを「地」元の「美」味な肉を「恵」みとして、活用しようと、町制50周年記念の企画として始まり、今では、秋の恒例イベントとして認知されているところでありますが、さらに今年は、鋸南町60周年記念事業の一環として、シカ肉の提供も併せて行います。その他、クジ

ラ肉などを使った地元の特産品販売、ノルディックウォークやミニエコトレッキングを実施いたします。当日は、大勢の皆さまで賑わうことが期待されるところであります。

教育委員会関係について申し上げます。

はじめに、千葉県小学校空手道大会学年別の形の部において、鋸南小4年の清水音芭選手が準優勝し、第19回全日本少年少女空手道選手権大会への出場を決めました。

全国大会は、8月3日・4日に東京武道館で開催され、形競技に出場した清水音芭選手は、惜しくも2回戦での敗退となりましたが、今後のご活躍が期待されます。

また、第27回全国中学生空手道選手権大会が、8月17日・18日に北海道で行われ、昨年の同大会で5位入賞の実績で、シード権を獲得していた高橋大和選手（翔凜中3年生）が出場し、組手の部でベスト16と健闘いたしました。

水泳では、2019 B&G全国ジュニア水泳競技大会が、8月17日に東京江東区の辰巳国際水泳場で開催されました。

当町のB&G海洋センターから13名が千葉県代表として参加し、鋸南小6年の金子珠里選手が50mバタフライで3位入賞いたしました。

次に、2019町民運動まつりについてでございますが、今年は10月20日に、海洋センター及び勝山サッカーフィールド等を会場として開催いたします。

今年も綱引き、玉入れ、靴とばし、50m徒競走など、参加者全員で行う種目をはじめ、町制60周年事業として、来年の東京オリンピックに関連した内容のpara種目体験会を開催する予定でございます。

B&G財団との共同企画によりましてオリンピックが参加し、一緒にpara種目を体験する企画となりますので、多くの方の参加をお待ち申し上げます。

次に、文化祭についてでございますが、今年は、10月26日と27日の両日、中央公民館で開催いたします。

日頃、公民館教室やサークル活動の成果を発表する場として、様々な展示、芸能をご覧いただけます。

また、町制60周年事業として、町の今昔がわかる写真展もございますので、皆さま是非、ご来場いただきたく思います。

最後に、教育の日についてでございますが、毎年、11月の第3土曜日を「鋸南町教育の日」と定めております。

今年は、11月16日に、鋸南中学校において、「教育の日」の行事を行います。各スポーツ大会等で活躍された選手・生徒と見返り美人アートフェスタ入賞者の表彰を行います。

また、現在も競輪選手として第1線で活躍されております、鋸南町出身の山賀雅仁選手を迎え、教育講演会も予定しておりますので、ご来場いただきたく思います。

以上で、諸般の報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

## ○議長（青木悦子）

ただ今、町長から提案理由の説明並びに報告がありました。

報告事項ではありますが、何か確認したい点がありましたら挙手願います。



**○議長（青木悦子）**

特にないようですので、以上で諸般の報告を終了いたします。

**◎一般質問**

**◎1番 笹生あすか**

**○議長（青木悦子）**

日程第4 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一般質問一覧表のとおり、4名から通告がなされておりますので順次質問を許します。

笹生あすか議員の質問を許します。

質問席へ移動してください。

〔1番 笹生あすか 質問席につく〕

**○議長（青木悦子）**

1番 笹生あすか議員。

【ベルが鳴る】

**○1番（笹生あすか）**

高齢ドライバーへの対応・対策について、プラスチックごみの環境問題について、の2件の質問をします。

1件目は、高齢ドライバーへの対応・対策についてです。

近年、高齢ドライバーによる事故が後を絶ちません。

私も2年前の1月に、通勤のため、横断歩道を青信号で横断中に、73歳のドライバーによる接触事故の被害に遭いました。

幸い、後遺症もほとんどなく過ごしていますが、身体の傷以上に心の傷が深く残りました。

全国的に免許返納を促す取り組みが強まっています。

一方で企業も、事故防止につながる「安全運転サポートカー」や踏み間違えなどの運転ミスを防止する「後付け安全装置」を開発するなどし、自治体によっては、それらを助成する取り組みも進んでいます。

鋸南町では車がないと生活が難しいという現状があり、免許を返納するだけでは解決できません。高齢ドライバーの多い鋸南町でも対策が必要だと考えます。

そこで、3点質問します。

①高齢ドライバーの事故について、どのように受け止め、どう認識しているか。

②鋸南町の高齢ドライバー対策について、どのように検討しているか。

③高齢ドライバーへの安全対策を強める必要があると考えるが、どうか。

2件目は、プラスチックごみの環境問題についてです。

世界的に、海洋生物がレジ袋などを誤って食べて死んでしまったり、「マイクロプラス

チック」と言われる5mm以下のプラスチックごみが、地球環境の問題として注目され、取り上げられています。

東京湾は、世界の中でもプラスチックごみが多いそうです。また、日本周辺の海のマイクロプラスチックの濃度は、ほかの海域の30倍も高いと指摘されています。

EUでは、2021年に使い捨てプラスチック容器を使用禁止にし、フランスは、2025年までに国内で使用されるプラスチックを再生可能なものとし、「脱プラスチック国」の成立を目指すとしています。

鋸南町では、ペットボトルは分別収集していますが、その他のプラスチックは燃えるごみとして出しています。

そこで、3点質問します。

①プラスチックごみの環境問題について、どのように認識しているか。

②脱プラスチックに向けて、町は検討しているか。

③脱プラスチックに向けて、できることから取り組む必要があると考えるが、どうか。

#### ○議長（青木悦子）

笹生あすか議員の質問について、町長から答弁を願います。

白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

#### ○町長（白石治和）

笹生あすか議員の一般質問に答弁いたします。

1件目の「高齢ドライバーへの対応・対策について」お答えいたします。

ご質問の1点目、「高齢ドライバーの事故について、どのように受け止め、どう認識しているか」についてでございますが、千葉県内、過去10年間程度の交通事故発生状況の推移は、平成19年が、3万1,174件と最も多く、以降、毎年減少傾向にございまして、平成30年では、1万7,374件と4割程度減少しております。

また、交通事故による死者数では、平成19年の268人から平成30年の186人と、事故件数に比例して減少しております。

一方で、死者数に占める高齢者割合の推移を見ますと、平成19年の44.4%から、平成27年には、54.4%に上昇し、平成30年は、97人、52.2%と減少はしたものの、依然として増加の傾向にあると思われまます。

その特徴としては、歩行中が41人、自転車乗車中が20人、両方で61人、全体の62.9%を占めているという状況でございました。

このデータが示すように、千葉県内の高齢者の交通事故による死者数の傾向としては、圧倒的に歩行中、自転車乗車中の比率が高いことが分かります。

町としては、車両運転中の高齢者が、いかに事故を起こさないための対策に加え、歩行中や自転車乗車中の高齢者の方が、いかに事故に遭わないようにするか、この2つの視点から対策を講ずる必要があると思っております。

ご質問の2点目、「鋸南町の高齢ドライバー対策について、どのように検討しているか」、ご質問の3点目、「高齢ドライバーへの安全対策を強める必要があると考えるが、どうか」

についてでございますが、関連がありますので、一括してお答えさせていただきます。

高齢者のドライバーによる死亡事故が、全国各地で相次ぎ、その対策が急務とされております。本町でも、高齢者による交通事故の減少を図るため、免許の返納という手段を選択肢の一つとして考え、平成23年11月から、高齢者の運転免許証の自主返納の支援に関して定めた「鋸南町高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱」により、免許返納をする高齢者に対して、鋸南町循環バスの回数乗車券3部を交付しております。

その申請者数は、平成29年度に5件、平成30年度に10件、令和元年度は、4月から現在まで6件、平成23年の要綱制定から現在までの累計は、37件となっております。

国も高齢者のドライバーによる交通事故が相次いで、ニュースに取り上げられ、社会問題にもなっていることに鑑み、自動ブレーキなどの安全機能がついた車のみ運転することができる高齢ドライバー専用の限定免許制度の創設を目指すなどの新たな方針も打ち出されております。

また、東京都では全国の自治体に先んじて、アクセルとブレーキの踏み間違いを防止する装置などを新たに付ける高齢者に対して、その費用を9割補助する方針を明らかにしております。

ただ、こうした装置はメーカーによって性能に多少の差もあり、現在では、取り付け可能な車種も限定されている状況のようであります。

また、公的機関などによる性能認定制度がないために、国では防止装置の認定制度を設ける方針であるとも伺っております。

その他、高齢者が自ら車を運転しなくても暮らせる社会づくりとして、相乗りタクシーの導入や、自家用車が有償でお客様を運ぶライドシェアの規制緩和、自動運転バスの実用化など、様々な検討もされているようではありますが、地域ごとに道路環境、保有する車両の種別が異なることも考えますと、その実用性には、もう少し時間がかかるものと思われれます。

千葉県でもこのような状況に鑑み、平成30年5月に館山自動車学校において、千葉県と千葉県警主催による、館山市、南房総市、鋸南町に在住の高齢者を対象とした高齢者交通安全リーダー研修会が開催されたことがございます。

高齢者への交通安全教育とともに、地域のシルバーリーダー育成の両面を兼ね備える良き研修の機会と考え、本研修会への受講者募集を試みましたが、本町からの応募者は残念ながらありませんでした。

町としましても、まずは、区や老人クラブ等と連携して、千葉県、千葉県警の協力を得ながら、高齢運転者に対して、免許証の更新時における高齢者講習の受講、臨時認知症検査の受診、高齢者の交通安全に向けた安全教室や研修会への参加など、できることから積極的に推進し、高齢者の交通安全意識の向上に取り組む考えであります。

また、免許返納時の高齢者の利便性を高めるため、循環バスの回数乗車券の支援を、継続的に実施しながら、免許自主返納の促進を図って参ります。

踏み間違い防止装置などの新たな視点の補助事業等につきましては、先んじて実施す

る東京都の先行事例や対応メーカー等情報を注視し、効果が高い施策であれば検討する考えであります。

2件目の「プラスチックごみの環境問題について」お答えいたします。

現在、プラスチックごみによる海洋汚染が大きな問題となっており、分解されにくいとされるプラスチックごみは地球環境に関わる深刻な問題となっております。

日本も海にプラスチックごみを流出させている国とされ、プラスチックごみによる生態系や人体の影響が懸念されております。国レベルで環境を守るために実効性のある対策が必要とされております。

近年では世界規模で問題視されているところであり、EUではプラスチック戦略として、2030年までに全てのプラ容器包装を効果的に再利用、再資源化を可能とする目標を立てている他、海洋ごみ量の削減に向けた検討もされており、世界各国でもレジ袋の有料化、プラスチック容器の販売禁止、プラスチックストローの販売及び店舗での提供禁止などの措置が取られ始めています。

ご質問の1点目、「プラスチックごみの環境問題について、どのように認識しているか」についてであります。プラスチックは加工がしやすく、安価ゆえに、利便性の追求のために必要以上に使われてきました。

これまで、一般的なプラスチックごみは、適正な廃棄処理又はリサイクルをするといった発想で対応されておりましたが、今後は衛生上、使い捨て包装をしなければならない医療機器を除き、極力使い捨てプラスチック製品を使用しない、製造しない、代替素材に置き換えるといった根本的な視点で取り組んでいく必要があると考えます。

また、プラスチックごみの海洋流出については、陸上のみならず海上起因によるもの、故意、または過失によるもの、あるいは自然災害によるもの、業者等が排出したもの、一般住民が排出したものなど、その要因や素性は極めて複雑、多岐にわたっているため、発生源の特定や根本的な解決を困難にしている現状があると認識しております。

国の取り組みとしては、第4次循環型社会形成推進基本計画により、使い捨て容器包装等の減量や、環境負荷の低減に資するプラスチック使用の削減、プラスチック資源の徹底的かつ効果的、効率的な回収、再生利用などを総合的に推進しているところであります。

ご質問の2点目、「脱プラスチックに向けて、町は検討しているか」ご質問の3点目、「脱プラスチックに向けて、できることから取り組む必要があると考えるがどうか」についてであります。関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

脱プラスチックを行うにあたり、基本的には生活の中に存在するプラスチックを徐々に削減していく必要があると考えております。

ビニール袋に代えてエコバッグを利用する、ペットボトルを利用せずにマイボトルを使う、外出時のごみは自宅に持ち帰って適正に処理するなど、一般的にプラスチックごみ削減については、プラスチック製品を作る人や使う人が取り組むことにより、減らしていけるものと考えます。

町としては、町民から排出されたプラスチックを安定的なりサイクルラインに乗せて、

一般廃棄物の地域内処理を徹底し、自己の施設において適正に処理することが大切だと考えております。

議員ご指摘のとおり、町では、ペットボトルなど再利用できるプラスチックについてはリサイクルをし、その他のプラスチックごみは、一般廃棄物として処理されておりますので、基本的には、町の家庭から出るプラスチックごみは、外部に搬出されることはありません。

本町では町民全員参加で実施していただいている530運動に加えまして、近隣自治体では実施していない町内一斉清掃や、海岸及び河川の清掃等、町民の方々が町をきれいにしたいといった意識が高いことに加えまして、ポイ捨て行為禁止に関する町報、または看板を設置するなどの啓発活動を随時行っており、近隣自治体と比べましても海洋に流出する可能性があるごみが少ないのではないかと考えております。

昨今、プラスチック削減に向けて動いている大手企業も増えてきておりまして、外食産業やテーマパーク及び企業の社員食堂では、基本的にプラスチックストローやカップの使用禁止又は使用削減を行っておりまして、今後、行政といたしましても、従来から実施している小学校や各種団体に対するプラスチックごみ問題の啓発活動を継続して実施する他、主催する事業や関連イベント等では、プラスチック製品の使用禁止や、そしてまた使用したものを回収すると、きちっと回収をすると、自粛の呼びかけをしていくことも必要なことと思っております。

また、プラスチックごみによる海洋汚染への対策は、広域的に取り組む必要があり、千葉県では、「千葉県海岸漂着物対策地域計画」が策定されておりまして、また、本年度には千葉県も参加をする、「九都県市海洋プラスチックごみ問題検討会」による、海洋プラスチックごみ問題に関する講演会も実施されることから、その取り組みを踏まえまして環境への影響による必要な対策について、今後、取り組むことも重要と考えております。

最後に、プラスチックごみによる海洋汚染をはじめとする「脱プラスチック問題」については、町民の方々においては意識の温度差もあることから、町として環境教育の推進を図るため、町報、ホームページ、パンフレット等により普及啓発を図り、町全体として問題意識を高め、積極的に進めていきたいと考えております。

以上で、笹生あすか議員の一般質問に対する答弁といたします。

#### ○議長（青木悦子）

笹生あすか議員、再質問はありますか。

笹生あすか議員。

#### ○1番（笹生あすか）

それでは、再質問させていただきます。

1件目「高齢ドライバーへの対応・対策について」の中から1点目の答弁の中で「車両運転中の高齢者が、いかに事故を起こさないため」の対策に加えて、「歩行中や自転車運転中の歩行者が、いかに事故に遭わないようにするため」、この2つの視点から対策を講ずる必要があるとおっしゃられていましたが、「歩行中や自転車運転中の歩行者が、い

かに事故に遭わないようにするため」の対策とは、具体的にどのようなものになりますか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

それでは、いかに事故に遭わないようにするための対策、歩行中、あるいは自転車運転中ということですが、町長の答弁にもありました通り、区、あるいは老人会の単位で、交通安全教室や研修会の開催ということがまず考えられます。関係機関に開催の働きかけをいたしまして、団体からのご要望に応じて千葉県警等への講師派遣等行って参りたいと思います。

また、答弁の中にもございましたが、千葉県また千葉県警が行っております高齢者交通安全リーダー研修というものもございますが、こちらは、道路の横断方法や自転車の安全な乗り方について参加体験型の研修を行います。そして、地域のリーダーを養成するということがございまして、こちらについては、募集をしましたが、参加者がおりませんでした。今後は、強く推進して参りたいと思っております。

それから、自転車事故防止対策でございますが、こちらは、千葉県の交通安全協会が出前講座を行っております。こちら地域にお呼びして自転車の乗り方等を学んでいただければと思っております。

それから、違う視点としまして、安全な歩行のための道路環境の整備も必要と考えております。区からのご要望もあります。それと併せまして道路管理者等と通学道路の点検というものを2年に1度行っておりますが、その際に、また高齢者の視点から歩道等の整備について点検を行って、必要に応じて整備をしていくというようなことも考えられるのではないかと考えております。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

私もこちらに帰ってきて、車を運転していますと、やっぱり道が狭くてクネクネしている道ですとか、あと町内に限ったことではないのですが、車が来ているか、来ていないかの確認もしないで渡ってしまう人、自転車でも歩行でも横断歩道がない所で渡ってしまう人、結構見かけて危ないなって思うことが、体験としてあるんですね。以前、私、病院に勤めていたのですが、その時にも、自転車を運転中の高齢の方が、車と接触してしまって、頭を打ってしまって、そのリハビリのために私の勤めていた病院に入院されているというケースが結構ありました。なので、道路の整備は行政としてできることだと思いますので、運転者の方も、歩行されたり自転車を運転されている方、両方がお互い気を付けられるような対策が必要だなと考えます。

続いて、先日、社会福祉協議会主催の地区懇話会というものがありまして、参加しました。参加者の中から色々な質問を受け付けてらっしゃったので、その中から「もし免許の返納をしたら、どんなメリットがこの町ではあるのか」という質問が出ました。ち

ようど私、この一般質問を考えていましたので、興味深く聞いていたのですが、町では赤バス青バスの、先ほど答弁にもありましたが、回数券3部を交付してもらえると、か、笑楽の湯の割引もあるようなことも聞きました。その中で、タクシー券の支援というものも必要だと考えますが、どうですか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

それでは、タクシー券の支援ということでございますが、免許返納に対します支援としましては、買い物や通院にご不便をとということで、バスの回数券を交付させていただいています。タクシーの利用券の方が使いやすいなどのご意見があるようであれば、その点につきましても、検討していきたいと思っております。

近隣で、館山市と富津市でタクシーの利用券をお配りしているようでございます。なお、バスの回数券は、町直営で運行しておりますので、そのまま回数券をお配りすれば済む訳ですけれども、タクシー券となりますと、ご利用いただいた分をタクシーの運行会社の方に予算からお支払いするというようなことが必要になりますので、その辺も踏まえまして検討を図って参りたいと思っております。

いずれにしましても、財政的な問題もございますので、いずれかをご選択いただくようなことも検討して参りたいと思っております。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

財政のこととかもあると思っておりますので、簡単な道りではないかもしれませんが、是非、検討して前向きに進めていただけたらと思っております。

返納した場合とかの交通の便に関しまして、近隣自治体ではデマンドタクシー、先ほどの答弁にも相乗りタクシーとありましたが、ドアツードアで運行する予約制の乗合タクシーになりますね、それを運行しているところもありますが、鋸南町では検討していますか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

それでは、デマンドタクシーの運行に関してでございますが、過去にはドアツードアということで、可能となるデマンドタクシーの運行に関しまして検討した経緯がございます。平成25年度に委託しました鋸南町循環バス調査検討業務の中で行っております。

その中では、初期費用は軽減できますが、運行経費は運転手の人件費が主なものでありますから、現在の循環バスとは変わらないというような結果が出ております。

また、利便性に関しましては、近隣市の状況を、聞き取りを行いました。事前に予約が必要であるということ、それから運行経路が複雑になりますので、高齢者の方には馴染まない面もありまして、利用者の増加には至らなかったということも聞いておりま

す。理想的な形としましては、現在の循環バスを定期的に運行しまして、その補完的にデマンドタクシーを運行するということが望ましいのではないかと思います。財政的な負担も考えますと、一方の運行を選ばざるを得なかったということで、観光面、バスの場合には大量に人を運べますので、その辺を考えまして現在のバスになったというような経緯でございます。

以上でございます。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

先ほど、お話ししました地区懇話会でも、7月17日に行われました「こども議会」での答弁にもありましたが、色々なタクシー券やデマンドタクシー、財政的に難しいという中で、今、鋸南町では社会福祉協議会の福祉有償運送というサービスがありますが、どのようなサービスかというのを改めて教えていただければと思います。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

ただ今の議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。福祉車両を使いまして、バスやタクシーなどの公共交通機関を一人で利用することが困難な高齢者や障がいを持った方々の移動の支援を行うサービスでございます。

以上でございます。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

私の家族が車いすの生活なので、普通の家マイカーでは通院が難しい状態です。なので、通院でこちらの福祉有償運送の送迎サービスを利用させていただいて、とても助かっています。その中で、地区懇話会でも聞きましたし、色々な町の方からも聞いたのですが、有償ボランティアの方がマンパワー不足で、今8名しかいらっしやらないということを知りました。すごく担い手づくりが大変ということで、国の色々な介護保険に対する施策などで、どんどん国から出すお金を減らそうとしていて、地域で担い手づくりをするようにと言われて、今、すごく社会福祉協議会の方も一生懸命担い手づくりを宣伝したり行っていて、私も介護福祉士を持っているもので、担い手として登録、来年の4月から、少しでも何かできることがあればと思って登録しています。その中で、こういうサービスがあるんだよというのを、もっと町民の皆さんに知っていただいて、その担い手も、同時に募集しているよということが分かるようにできればなど、少しでも町の公共で移動する、町の中とかを移動するという選択肢が少しでも増えればなど思って質問しました。

2件目の「プラスチックごみの環境問題について」に移ります。

マイクロプラスチックの問題について、どのように認識しているのか教えてください。



**○議長（青木悦子）**

建設水道課長。

**○建設水道課長（平嶋隆）**

マイクロプラスチックの問題について、町でどのように認識しているか、というご質問だと思いますが、マイクロプラスチックとは、海洋に流出してしまったペットボトル等のプラスチック製のごみが自然分解に時間がかかることから、海洋を漂ううちに紫外線や摩耗等によりまして、劣化しまして、マイクロプラスチックと呼ばれる細かい粒子状に変わりました、それを小さな魚等が誤飲しまして、それらを食することによりまして、最終的に人間の健康にも影響を与える可能性があるとして、当然、日本のみならず、世界規模で問題視されているという問題であるということで認識をしております。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

私も今回、このことを勉強するにあたって「マイクロプラスチック」というのは、今、課長がおっしゃった通り、小さくなって、小さく、小さく色々な紫外線とか削られて、なっていて、自然由来のものではないので、分解されるということがないので、どんどん、どんどん溜まっていくということで、そしてまた、表面積が増えて、有害物質をすごく吸着しやすいと言われているようで、それを結局、人間の便からもそのプラスチックが検出されているという研究結果もあると、色々なところで目にしました。

今のところ、人体への悪影響が出ていないと言われて、まだ結果としては出ていないけれども、今後、悪影響が心配されるということで、すごく問題になっているんだということが、色々なところで目にします。

私自身、ペットボトル飲料というのは、すごく手軽で便利なので、よく利用していましたが、色々なところでプラスチックのごみ問題を知ることがあって、マイボトルを利用するように心がけ始めました。

これは、提案になるのですが、町オリジナルのマイボトルとかエコバッグを製作してみませんか。それを使ってもらうことによって、プラスチックごみの削減にもなりますし、町のオリジナルということで、宣伝にもなるのではと考えますが、どうですか。

**○議長（青木悦子）**

建設水道課長。

**○建設水道課長（平嶋隆）**

町のオリジナルのものとして、マイボトルやエコバックを製作したらいかがかというご質問であります。町民の皆様の中には、既にマイボトルやエコバックを使用させていただいて環境への意識の高い方については、プラスチック製品等の減量化に、既にご協力いただいているところであります。

ご質問のオリジナル製品の製作等により、周知をさせていただくことは、町全体においても、町民の皆様の意識の普及啓発等については、非常に効果的なものではないかと考えます。また、先ほどの町長答弁にありました通り今後、この問題については、広域

的な取り組みも必要なことから、この問題についても、近隣市とも協働によりまして製作等を行うことで、コストの軽減や地域全体の機運を高めていくことにもなりますので、併せて検討させていくことも重要なことと考えます。

以上です。

#### ○議長（青木悦子）

笹生あすか議員。

#### ○1番（笹生あすか）

富山県では、平成20年4月からレジ袋の無料配布をやめて有料化にして、エコバッグの利用を進めて、県を挙げて進めたそうなんです。今では、マイバッグ持参率95%と高い水準を維持されているそうです。それで、この11年間でレジ袋を約15億枚以上の削減ができたというデータがあります。

私もスーパーで、町の大きいスーパーでは、ポイントが付くのでエコバックを家族共々活用しているので、これからもポイント関係なく、そういうのを意識してやっていけたらと思います。是非、鋸南町でも、できることから始めていければと考えます。

答弁の中でも、啓発活動を継続されていくということと、町の主催する、協力する事業やイベント等に使い捨てプラスチック製品の使用禁止とか、回収、自粛の呼びかけを是非、進めてください。

答弁の中で、「極力使い捨てプラスチック製品を使用しない、製造しない、代替え素材に置き換えるといった根本的な視点で取り組んでいく必要がある」とありました。

日本は世界で第2位のプラスチック排出量で、6割近くを「サーマルリサイクル」と熱回収として、リサイクルと言いながら結局、燃やして、その熱を使って発電したりとか、色々なことをするので、それをリサイクルと呼んで、年間約150万tを焼却して、さらに年間約150万tのプラスチックを「資源」として途上国に輸出してきました。

その輸出先の国が、ニュース等でもやっているのですが、相次いで「輸入禁止」になってしまって、今、その産業の廃プラスチックをどこで処理するかというので、今、自治体が狙われているという記事も読んだことがあります。なので、少しでも日本の使い捨てプラスチックが、少しでも減ればそういう問題に、少しでも意識していけば改善していくのではないかと思います。

一朝一夕で解決できる問題ではないのですが、一人一人が意識すれば変わるのではないかなと思うので、今後も、プラスチックごみを含めた、ごみの削減に向けた生活ができるように、町と一緒に取り組んでいきたいと考えます。

以上で、質問を終わります。

#### ○議長（青木悦子）

以上で、笹生あすか議員の質問を終了します。

ここで、暫時休憩します。

再開は11時25分といたします。

………… 休憩・ 午前 11 時 11 分 ………

………… 再開・ 午前 11 時 25 分 ………

◎一般質問

◎4番 大塚昇

○議長（青木悦子）

休憩を解いて会議を再開します。

大塚昇議員の質問を許します。

4番 大塚昇議員。

【ベルが鳴る】

○4番（大塚昇）

一般質問、4番 大塚昇。

質問事項1件、「鋸南町地域防災計画の進捗状況と現状について」

質問要旨、地域防災計画は、町や各防災機関などが全力をあげて町民の生命や財産を災害から防護することを目的としていますが、平成28年3月に改訂された計画中の目標、具体的な施策について、4点質問します。

これは、「鋸南町防災会議」における「鋸南町地域防災計画」に関してのものです、行政の仕事自体と関連しています。

①公共建築物、町内トンネルの耐震化、町管理橋梁の耐震化に対する目標達成状況は、どうか。

②防災拠点（役場）の代替施設の整備状況について。計画の中では町役場が浸水する恐れがあるため、代替え施設を「笑楽の湯」、「道の駅保田小学校」に設定し、防災施設機能の整備に努めるとなっています。

③二級河川（佐久間川・保田川・元名川）の計画的改修を県に要望し、準用河川については、河川全体の改良を計画し、実施するとしているが、それぞれの進捗状況は、どうか。

④応急対応力の強化のうち、職員初動体制や事務分掌の見直し及び情報収集・伝達・共有体制の強化を図るとされているが、その実施状況は、いかに。

以上、4点の質問をして、1回目の質問を終了します。

○議長（青木悦子）

大塚昇議員の質問について、町長から答弁を願います。

白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

大塚昇議員の一般質問に答弁いたします。

「鋸南町地域防災計画の進捗状況と現状について」お答えいたします。

町の地域防災計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興など本地域に係る災害対策全般のみならず、自助・共助・公助を踏まえ、町、防災関係機関、事業所、町民の皆様が果たすべきそれぞれの役割など、町の防災に関する基本的事項を定め、各防災関係機関等、その有する全機能を有効に発揮し、町民の生命、財産を災害から保護することを目的として、平成28年3月に改定を行ったものであります。

計画の作成にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われない、損なわれないようなことを最重要視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめることを基本にしております。

ご質問の1点目、「公共建築物、町内トンネルの耐震化、町管理橋梁の耐震化に対する目標達成状況は」についてでございますが、改定当時は、地域防災計画の第7章、計画目標、第2節具体的目標において、75%であった公共建物の耐震化率を5年後には90%にするという努力目標を立てました。

当時の公共建物の調査対象や見直しにより、変動がありますので、一概に比較は難しい状況であります。本年7月に千葉県防災危機管理部防災政策課に提出した「防災拠点となる公共施設等の耐震改修状況調査」の報告数値で申し上げますと、平成30年度末の防災拠点となる公共建築物の耐震化率は、80%という状況であります。

防災上、耐震化が必要とされる公共建物ですが、耐震化が未実施となっている公共建物は、旧佐久間小学校、老人福祉センター、鋸南病院の3拠点となっております。

現時点では、直ちに3拠点すべて改修できる状況ではございません。広域避難所となっている旧佐久間小学校については、旧佐久間小学校周辺整備の検討の中で用途を定め、耐震化を図っていく予定でございます。

トンネル及び橋梁につきましては、地域防災計画では、耐震化の推進について記載されておりますが、地域防災計画改定時には耐震と補修の区別が明確ではなく、要対策施設は補修が必要として、事業を実施しておりますので、その状況につきましてご説明申し上げます。

町で管理を行っているトンネルは町内に5か所、橋梁については72橋がございますが、5年ごとに点検を実施しております。それぞれの老朽化の度合いに応じて判定を行い、長寿命化計画を策定し、計画的に補修を行っているところであります。

トンネル補修は、平成30年度までに、町内全てのトンネルが完了しております。また、橋梁補修は、順次補修を進めておまして、昨年度までに5橋を完了し、本年度も3橋を行う予定でございます。8橋の補修が完了することによりまして、トンネル、橋梁のどちらも、地域防災計画の目標通りに事業が完了となる見込みでございます。

引き続き、計画的に補修事業を実施し、適切な維持管理をしていきたいと考えております。

ご質問の2点目、「防災拠点（役場）の代替施設の整備状況について」でございますが、

地域防災計画におきまして、第7章計画目標、第2節具体的目標において、防災拠点の代替え施設の整備について記載されており、町役場が浸水する恐れがあるため、代替え施設を「老人福祉センター」、「道の駅保田小学校」に設置し防災施設機能の整備に努める」と努力目標を定めております。

本庁舎は、新耐震基準以降の建物であることから、地震の揺れに対しての懸念は、今のところございません。また、津波に関しても、10mの津波を想定した浸水区域には含まれておりません。

しかしながら、災害は想定外のことも起こりうる可能性も考えられます。

地域防災計画には、その代替え施設として「老人福祉センター」、「道の駅保田小学校」を位置付けしております。

両施設の状況についてご説明をいたしますと、「道の駅保田小学校」については、平成27年12月にリニューアルを完了しておりますので、校舎棟、体育館ともに耐震化についての問題はございません。

また、設計段階より、避難の長期化も見据えた防災拠点機能を持ち合わせております。

既存の宿泊機能を快適な避難所に、直売所は災害時のトリアージスペースに、衛生環境の確保のための入浴施設に、町の縁側には、調理スペースなども設備をしております。

非常用電源には太陽光発電も整い、災害対策本部としても活用可能と考えております。

また、海拔も15mであり、比較的高い所にございますので、津波の問題もないと考えております。

一方で、昭和56年3月建築の「老人福祉センター」本体は、代替え施設に指定してはありますが、現時点で耐震基準を満たしておらず、課題の残る施設となっております。

臨時的な代替え施設では、災害対策本部の機能の低下も予想されます。

今後は、災害対策本部の代替え施設の機能向上について課題を整理する必要があると考えております。

ご質問の3点目、「二級河川（佐久間川・保田川・元名川）の計画的改修を県に要望し、準用河川については、河川全体の改良を計画し、実施するとしているが、それぞれの進捗状況は」についてでございますが、二級河川につきましては、千葉県管理の河川として安房土木事務所において管理がなされ、準用河川につきましては、町で管理を行っているところでございます。

二級河川である佐久間川、保田川、元名川につきましては、今日まで予防的に改修が必要となる箇所も特段ないことから、県においても改修計画等は策定されていないのが現状でございます。

台風等の風水害によりまして、突発的に河川護岸の一部が損壊した場合などには、随時、町より報告を行い、それらの個所を補修することで今日まで安定的に維持がなされてきたところでございます。

また、佐久間川と保田川に関しましては、集中豪雨時等の河川の氾濫等を防止する目的で、河床に堆積している土砂の撤去について、町及び関係者による改善の陳情を毎年実施し、平常時においても異常が見られた場合の改善依頼等を行っております。河口が

閉塞してしまっただけなど、町において河口を確保するなど、常に河川機能の保全に努めております。

準用河川である小磯川と大六川でございますが、この2つの河川は、治水を目的としたものではなくて、過去に町で実施した公共事業に併せて、普通河川から準用河川へ認定し、現在に至っているものでございます。

町内に流れる準用河川及び普通河川とも、半島性の地形から川の起終点間の距離も短く、大雨の際にも短時間で海に流出することや、地盤より河川が掘り下がり、水害の危険性が少ない構造となっており、過去からも大きな災害もなく、管理が行えているところでもあります。現状では大きな補修等は、必要ないものと認識しておりますが、近年、各地で多発している想定外の集中豪雨等により、河川災害が発生することも大いに考えられるために、日常から各河川の点検及び確認を行い、河川機能の保全に努めて参りたいと考えております。

ご質問の4点目、「応急対応力の強化のうち、職員初動体制や事務分掌の見直し及び情報収集・伝達・共有体制の強化を図るとされているが、その実施状況は」についてですが、昨年、毎年、人事異動が行われる4月に合わせ、管理職、一般職とともに「避難所開設の際の職員体制」、「役場職員の火災時体制」、「職員災害参集基準」を改定し、職員初動体制や事務分掌等の見直しを行っております。

毎月第4金曜日、衛星携帯電話を活用し、通信訓練を実施しておりますし、また、防災訓練の折、地震による津波の発生を想定し、災害対策本部の設置訓練と、避難所、被災現場等をつなぐ、情報伝達訓練を実施し、情報伝達体制の強化にも努めております。

大規模災害のみならず、台風などにより、災害の恐れのある時には、都度、対策会議等を開催し、参集体制、避難所開設体制なども確認をしております。

また、国・県が開催する防災関連の研修、講習には、積極的に職員を参加させて、危機管理の対応能力の向上に努めております。

本町に勤務する職員の町内居住率は84%と比較的高い数値をキープしております。昼夜問わず、参集可能な職員が多いということは、わが地域の防災力に、大きなアドバンテージを持つものと考えます。

今後も防災関係機関、各自主防災組織とも連携しながら、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図って参りたいと考えますので、町民の皆様のご協力をお願い申し上げます。

以上で、大塚昇議員の一般質問に対する答弁といたします。

#### ○議長（青木悦子）

大塚昇議員、再質問はありますか。

大塚昇議員。

#### ○4番（大塚昇）

再質問、1件目、耐震化の達成状況、耐震化が未実施で直ちに改修できる状況でない公共建築物3拠点については、行政上等の施策方針が、決まらなると実効的でなく、進められないということですか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

大塚議員のご指摘の通りでございますが、今後の施策方針ということが1点ございますが、加えまして、町の財政状況も考慮する必要があると思っております。

町長の答弁にもありました佐久間小学校の体育館でございますが、こちら、現在の施設をそのまま耐震補強をするという考え方が一つございます。もう一つの考え方としては、避難所としての機能の他に、平常時でも利活用ができる複合的な機能を有する施設に建て替えるということも、一方で意見がございますので、この辺につきましては、周辺地域の活性化等の計画を検討する中で一緒に検討して参りたいと考えております。

**○議長（青木悦子）**

大塚議員。

**○4番（大塚昇）**

②防災拠点の代替え施設について、災害は想定外のことも起こり得るとしているが、平日昼間に町役場が浸水する恐れがある時、あるいは浸水した場合は、町長他、担当責任者は、代替防災拠点施設「道の駅保田小学校」に、可能であれば、這ってでも行こうとされる場合があるとは思いますが、一般職員の避難自助については、役場2階、3階、あるいは広域避難場所の海洋センター等に、避難移動するようになる訳ですが、役場の非常電源は、水没する危険が起こり得ると言うことですね。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

役場本町の非常用の電源、こちら自家発電装置がございますが、こちら1階にございます。従いまして、海拔5m以下でございますので、10mの想定の際波の場合に浸水する恐れはあると思えます。

その他、それぞれの機器の蓄電装置が備えてございまして、町の防災行政無線、放送設備ですけれども、こちらの親局は2階にありまして、同じ階に蓄電池の装置がございます。また、県との通信を確保するための千葉県防災行政無線というものがありますが、こちらは3階にありまして、同じ階に発電機を備えているという状況でございます。

**○議長（青木悦子）**

大塚議員。

**○4番（大塚昇）**

3件目の河川の計画的改修、近年全国で異常降水による災害報道が非常に多くなっているが、渇水期の改修でなく、被害が出てから修理工事をする、手間と時間と費用がかかるので、県への改善の陳情は、適宜適切に行ってください。

佐久間川流域は、錦鯉の放流区域で、多数生息していますが、保田川と比べると、河床に堆積している土砂が非常に多くあり、この原因に対する注意監督を。

また、下流域の土手の工作物で脆弱な箇所や草木が間から伸びている箇所があり、当

該地域は河川脇に住宅があり、土手が川の流れて削られた場合は、大きな被害が出るが、対応はどうなっていますか。

**○議長（青木悦子）**

建設水道課長。

**○建設水道課長（平嶋隆）**

県関係におきます県への陳情、また日常の管理についてということではありますが、先ほどの町長の答弁にもありましたが、町内の二級河川につきましては、改修計画は作成されておりませんが、県においても定期的な安全確認はしている状況であります。

現状においても同様ですが、災害時を想定した平常時からの各河川の十分な保全につきまして、引き続き、県に対し、また陳情、また要望をしていきたいと考えております。

また、二級河川におきまして、堆積土につきましても、近年では、県において除去をしている状況ではありますが、想定外の豪雨時等においては、十分ではない地域もありますので、引き続き、県に対し、計画的な除去の要望をするとともに、町では、町管理河川と併せまして日常から十分な安全確認の実施をしていきたいと考えます。

また、引き続き、県管理の二級河川でありましても、緊急的な予防、また災害時の対応につきましては、状況によりまして、町において対応はしていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

大塚議員、再質問ありますか。

**○4番（大塚昇）**

4点目の応急対応の強化、役場職員の訓練を鋭意実施している訳ですが、危機管理の向上に努めているということです。4つあるのですが、1つ目、今月末の鋸南町総合防災訓練時に、いつもと違う訓練をやりますか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

防災訓練の内容についてご答弁申し上げます。去る8月30日に区長さん他、関係者にご出席いただきまして、防災訓練の会議を行いました。

また、明日発行のきょなん町報におきまして、町民の皆様には訓練の概要をお知らせいたします予定でございます。

例年の訓練は、情報の伝達、それから避難所の開設、住民の避難訓練、それから情報収集の訓練、4つの訓練を行っておりますが、今年は、さらに保健福祉総合センターすこやかを会場としまして、模擬訓練を行う予定でございます。この訓練の内容は、安房消防、それから自衛隊の協力をいただきまして煙の体験、それから初期消火訓練、炊き出し訓練の他、自衛隊や安房消防の車両展示、それから防災備蓄品の展示、災害時の活動状況のパネル展示等を予定しております。自主防災組織の皆さん、それから区役員の皆さんをはじめ、大勢の方のご参加をお待ちしているところでございます。



**○議長（青木悦子）**

再質問ありますか。

大塚議員。

**○4番（大塚昇）**

情報に関し、町内全域（基地局、中継局、子局）が、停電ブラックアウトした場合、役場（基地局）の非常電源で、システムとして、各局サイレンの吹鳴及び各家の防災行政無線や防災安心メールへの発信、受信ができますか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

サイレンや放送を行う町の防災行政無線につきましてお答えします。役場本庁の親局と、それから鋸山にございます中継局、そして屋外の子局、戸別受信機で防災行政無線は構成をされています。本庁の親局と中継局、そして屋外のパンザマストと言われている子局にございますが、それぞれ蓄電池を備えておまして、その容量は異なりますが、親局と子局につきましては72時間程度、中継局については48時間程度の稼働が可能となっております。

従いまして、浸水がなければサイレンや放送は行うことができます。また、各お宅にございます戸別受信機については、主要電源が途切れても乾電池がございますので、受信が可能だと思っております。

それから、防災安心メールの情報発信については、主要電源から自家発電に切り替わったとしても、役場の中のシステム自体全てに電源を供給というのは難しいものですから、この場合には、タブレット、パソコンではなくて、タブレットを保有しておりますので、こちらから送信を行う想定しております。

以上でございます。

**○議長（青木悦子）**

再質問ありますか。

大塚議員。

**○4番（大塚昇）**

「天災は、忘れた頃に、やって来る」と言われますが、南海トラフ地震・相模湾地震・東海地震等が近い将来あると言われますが、房総半島に、阪神淡路大震災・関東大震災程度の、直下型に近い地震は、いつ来ますか、というより、いつ来ると想定して、訓練あるいは、計画がなされていますか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

直下型の地震につきましてお答えします。国が公表しております首都直下型地震の確率は、南関東地域直下ということで、今後30年間に70%程度の確率でマグニチュード7程度の地震が発生するとしています。なお、相模トラフ沿いを震源としますマグニ

チュード8クラスの地震については、当面発生する可能性は低いというような見解でございますので、最初に申し上げたマグニチュード7程度の地震を想定して対応することになります。首都直下地震の緊急対策推進基本計画というものが、国で作られておりますが、こちらの中でも、切迫性の高いマグニチュード7の地震を対策の対象ということにしておりますので、同様の見解と考えております。

**○議長（青木悦子）**

再質問ありますか。

大塚議員。

**○4番（大塚昇）**

大災害の時は、運・不運も有りますが、知っているか知らないか、知識があるか無いか、あるいは右に行くか左に行くかで、命を落とすことがあり、応急対応力の強化が重要だと、私は思っています。

以上で、質問を終わります。

**○議長（青木悦子）**

以上で、大塚昇議員の質問を終了します。

ここで、暫時休憩します。

再開は13時30分といたします。

…………… 休憩・ 午前 11時58分 ……………

…………… 再開・ 午後 1時30分 ……………

**◎一般質問**

**◎3番 竹田和明**

**○議長（青木悦子）**

休憩を解いて会議を再開します。

竹田和明議員の質問を許します。

3番 竹田和明議員。

【ベルが鳴る】

**○3番（竹田和明）**

私の住んでいる佐久間地区ですけれども、今、稲穂が色づいて収穫の季節となりました。この地すべり米などの新米は、香りが高くとても美味しいと思っています。

私は、佐久間の新米議員の竹田でございます。今日は初めて一般質問をさせていただきますので、クールビズではございますが、ネクタイを締めてやらせていただきたいと思います。

この佐久間、奥山、大崩といった中山間地域ですけれども、特に後継者不足であると

か、そして耕地の荒廃といったことが顕著になっています。この町は、この先も本当にやっつけられるのか、ということが町民の1番の気がかりで、心配していることではないでしょうか。

そこで、1件目の質問ですけれども、まず、いかに人口を維持し増加させるかということについてです。

少子高齢化・人口減少は全国的なトレンドです。ですから、総合的な取り組みが必要だと思います。これは町民も議会も町も全体的な取り組みが必要だと考えています。

個別の施策ごとに、どれだけ移住者を増やすことができたか、ということは、あまり私は意味がないのではないかなと思っています。これは全体的な取り組みだからです。

そんな中で、これまで町が行ってきた取り組み、これは、私はどれも目的にもかかっていないと評価しています。特に、都市交流施設、これは町の賑わいを創出していますし、活力を生んでいると思います。活力のない町では魅力がありませんし、人口の維持、増加などできないと思います。

その他にも、色々な取り組みが行われていて、移住促進相談窓口の設置であるとか、あとは結婚支援、子育て支援、母子健康支援などの取り組みが行われています。

これら、いずれも町の魅力向上という観点で、成果を生んでいるということは、私は明らかだと思っています。

そこで、これら町の施策ですけれども、将来も継続すべきと私は考えていますが、この点いかがでしょうか。ということが、まず1点目の質問です。

次に、2件目の質問です。循環型社会の実現のための林業再生ということについて質問させていただきます。

持続可能な社会を実現するということですのでけれども、当町の森林の面積、これは町全体の57%を占めていて、約2,500haと理解しています。循環型社会の実現、これは中山間地域の再興を図るためでありますけれども、そこで「林業再生」ということの価値を見直すべきではないかなと考えておまして、この辺に関する質問になります。

確かに木材価格が低迷しておりまして、林業の施業意欲というのが失われております。森林所有者による下刈りであるとか、枝打ちであるとか、ないしは間伐等の施業が放置されていて、見渡してみれば明らかなように、かなり森林が荒れていると思います。大体真っ暗な山が多いのではないかと、そういうものが目立っていると思います。

この林業を再生すると、多くのメリットがあって、他の自治体でも取り組みが、林業再生の取り組みは増えているようですし、最近、若者の就労も増えているという情報もあります。

どんなメリットか、というのをいくつか挙げると、例えば就労創出効果が高いであるとか、色々な関係する仕事がありますので、林業の施業だけではなくて、色々な関係する仕事を含めると、就労創出の効果が高いであるとか、山が整備されることによって、有害獣の被害も減らせるであるとか、あとは将来、震災等の災害があった時の復興にもつながるのではないかと、何よりも循環型社会を築ける、木材というのは、再生可能エネルギーですから、それによって循環型の社会が創れるのではないかとということで3点

質問させていただきます。

まず1点目ですけれども、森林所有者からの間伐材の買い取りに補助金を付けるなどして、そういった施策をとることによって、小規模の林業の再生というのが促進できるのではないかと考えているのですが、この点についての考え方を質問したいと思います。

2点目ですけれども、町内に小型の木質バイオマス発電所の建設、こういったことの計画を進められないかということをお願いしたいと思います。再生エネルギーとそれと、それを利用するバイオマス発電プラントがあることによって、町民がその電力を使えば循環型の社会が、これで作れると考えております。

3番目ですけれども、もっと大規模な施業ということで、国は林業再生プランというこの計画を進めておりますが、これについて、私はこういったことも検討していくべきではないかと考えておりますが、これについての町の考え方をお聞きしたいと思います。

3件目ですけれども、労働生産性を飛躍的に高める最新技術の応用についてということでございます。持続可能な社会というのは、必ずしも人口維持、増加するだけではないと、私は考えていまして、昔、100年前は千葉県も今の4分の1以下だったと聞いておりますが、100年前というのは、ちょうど大正から昭和にかかっていますけれども、その頃、本当に持続可能な社会ではなかったのかと言うと、そんなことはなかったと、何が違うかということですが、労働生産性と生活の便利さということで、昔は人口が少ないなりに集落が固まったりして、生産性が高かったということだったと思います。そこで、私からの質問ですけれども、最近の最新技術が目白押しで、例えば、AIであるとか、IoTであるとか、ドローンだとか、ブロックチェーンだとか、色々ありますけれども、来年のオリンピックを契機として、これら新しい技術というものがどんどん、普段の生活の中でも応用されてくると私は考えていまして、そのためには、今から、いつそういった最新技術が一般的になっても、それを町の技術として応用できるように、今から大学であるとか、企業との連携を図って、社会実験だとか、社会実装に取り組むべきではないかなと考えています。

そういった技術を応用することによって、生活が格段に便利で安全になれば、そして労働生産性も飛躍的に向上することによって、人口がたとえ減っても持続可能な社会というのが実現できるのではないかと考えております。

そこで3点質問ですが、まず1点目は、最新技術の応用への取り組みの状況についてお伺いします。

2点目ですけれども、大学や企業との連携、この進捗についてご質問したいと思います。

3点目ですが、今後、どのような計画で、最新技術の応用を図っていくと考えられているか。この点について質問をして、第1回目の質問とさせていただきます。

### ○議長（青木悦子）

竹田和明議員の質問について、町長から答弁を願います。

白石治和町長。

○町長（白石治和）

竹田和明議員の一般質問に答弁いたします。

1件目の「人口維持・増加施策の継続について」お答えをさせていただきます。

「これまで町が行ってきた人口維持・増加の施策は、将来も継続して取り込むべき施策と考えるが、今後の町の取り組み方について」であります。総務省は、平成31年4月12日に、平成30年10月1日現在の「人口推計」を公表して、日本の総人口は、前年比、26万3千人減の1億2,644万3千人となりまして、8年連続で減少している状況があります。

本町を見ましても、平成27年国勢調査と、平成22年調査を比較いたしますと、人口は928人減少しており、減少率は10.37%と、県下では、最も高い減少率となっております。

特に地方における人口減少が深刻化しておりまして、多くの自治体が抱える喫緊の問題であると認識しております。町の将来に大きく影響を及ぼす課題を解消するために、国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基に、「人のつながりと健康のまちづくり」を戦略の概念として、「鋸南町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしまして、地域の特徴を活かした自立的で持続的な社会を実現するため、人口減少対策や地域経済活性化、持続可能な地域づくりを目指して、「本町の特性を活かした産業振興と雇用創造」、「新しい人の流れをつくる」、「地域が連携するまちづくり」、そして、「結婚、出産、子育ての希望をかなえる」を、4つの基本目標に掲げ、取り組んで参りました。

本町の特性を活かした産業振興と雇用創造の項目では、道の駅保田小学校を拠点とした、6次産業化や農水商工連携、さらには、佐久間地区における集落営農の推進を図って参っております。

また、さらなる交流人口増加を目指しまして、昨年度から着手しております都市交流施設周辺整備事業において、都市交流施設と連携し、相乗効果が得られる施設整備を進めて参りたいと思います。

新しい人の流れをつくる項目では、移住定住を促進するために、空き家対策、住宅取得奨励金、住宅リフォーム補助などの住宅支援の他に、通勤、通学支援、住宅用地の整備を検討していきたいと思っております。

また、移住してきた経験を活かして、地域おこし協力隊員が移住相談に対応しておりますが、集客力のある道の駅保田小学校に相談窓口を設置できないかと調整を進めておりまして、多くの来訪者に本町の良さを知っていただける機会を作って、移住定住に繋げて参りたいと思っております。

地域が連携するまちづくりの項目では、認知症予防対策や自主防災組織の設立支援など、地域に密着した取り組みを進めて参ります。結婚、出産、子育ての希望をかなえるの項目では、婚活イベント等の実施、保育所給食費の無償化や子育て家庭への相談や訪問を手厚くしながら、子育て世代包括支援の一括相談窓口の設置を行うことにより、支援体制の充実を図って参りまたいと思っております。

人口減少や少子高齢化対策については、即効薬はないと考えておりますが、今後も総合戦略に示した施策を着実に実行し、先進事例の取り組みを学ぶなどをして、本町にあった施策を検討して参りたいと思います。

2件目の「循環型社会の実現のための林業再生について」お答えをさせていただきます。

本町には、町域の56.8%にあたる2,567haの森林があり、スギ、ヒノキなどを主体とした人工林は562ha、残りの2,005haは、雑木、マテバシイなどの天然林となっております。人工林は、人の手によって、苗木を植樹し、木材の生産のためにつくられた森林と考えるのが基本であります。農家の方が農地の管理が出来ないことを理由として、「森林転用」する形でスギを植えた山林も多くある訳であります。

議員もご承知のとおり、木材については、国産木より安く購入できる外国産の輸入により、木材価格が低下し、採算性の悪化などによりまして林業生産活動が低迷し、本町では、林業事業者は活動をしておりませんが、森林の持つ多面的な公益機能を維持するため、林業経営体がいつでも活動を再開出来るように、森林施業の基本となる林道の整備や維持管理は継続して行う必要がございます。

しかしながら、がけ崩れの災害から人命や国土を守るために、「地すべり等防止法」に基づきまして、土砂災害の発生する危険性の高い場所が、「地すべり防止区域」に指定されております。

本町では、1,497haが指定されており、施業のために林地の整備を行う場合は、「地すべり等防止法」の制限行為を遵守しながら実施する必要があり、整備の内容によっては多額の費用が発生する場合もあることから、慎重な対応が求められると思います。

ご質問の1点目、「森林所有者からの間伐材の買い取りに補助金を付けるなどの施策がとれないか」についてでございますが、伐採による材木の買い取りの補助金については、冒頭に答弁いたしましたとおり、林業活動を行っている経営体は存在しておりませんが、議員ご指摘のとおり、森林が持つ多面的な機能として、CO2の削減など多くのメリットがございますので、他の自治体の取り組み状況なども参考にしながら、本町にあった林業振興施策について研究して参ります。

ご質問の2点目、「町内に小型の木質バイオマス発電所の建設の計画を進めるべきと考えるが、どうか」についてでございますが、総合計画にも位置付けられている様に、資源エネルギーの循環型社会の形成は、地球の環境保全という意味でも必要不可欠な取り組みであることは理解しております。

しかしながら、ペレットなどを燃やすことによりまして、煙の問題、降灰の問題など、建設には、町民の理解が必要となる場所だと思っております。

千葉県内では、民間事業者による木質バイオマス発電所の建設計画が、袖ヶ浦市や市原市でも予定されていると聞いておりますが、本町にあった資源エネルギー循環システムの構築、木材利用が重要であると考えておりますので先進事例を参考に、研究して参りたいと、そう思います。

ご質問の3点目、「国が進める林業再生プラン（大規模施業）についても、計画検討を

行うべきと考えるが、どうか」についてでございますが、大規模施業が行われれば、森林の管理が進むことで、本町でも問題となっている有害鳥獣の生息環境をある程度は管理することができると思いますが、大規模施業については、冒頭に答弁いたしましたとおり、林業経営体がないことや、地すべり地域という問題が大きく関わります。

その点を踏まえながら、本町にあった林業再生プランを県、森林組合とも協議しながら、研究して参りたいと思います。

3件目の、「労働生産性を飛躍的に高める最新技術の応用について」お答えをさせていただきます。

ご質問の1点目、「最新技術の応用への取り組み状況は」についてでございますが、労働生産性を飛躍的に高める最新技術の応用については、国においても、近未来技術の実装による新しい地方創生を目指して、様々な分野での事業展開がなされております。

「農業分野」に限って、答弁させていただきますが、農林水産省の新規事業「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」として、日本全国の69カ所において、令和元年度から2年間にわたり実証事業の取り組みがスタートしております。ドローンを使った農薬の散布、トラクター・コンバインなどの自動操舵、パワーアシストスーツの導入、ラジコン除草機、自動散水、自動バック詰め等が導入に向けて実証されております。

これらの実証実験が終了し、この技術が普及すれば、農業における3Kは「キツイ・汚い・危険」とされていましたが、これからは「稼ぐ・効率化・簡略化」の新しい3Kが農業の未来を切り開くキーワードになると期待されています。

本町での、新技術の応用への取り組み状況としましては、有害獣対策において一部取り入れております。駆除員は、罾を毎日見回る事が義務付けられておりますが、その負担を減らすためのICTカメラを導入して、現場に行くことなく、捕獲状況を確認できるものを一部導入しております。

ご質問の2点目、「大学や企業との連携を進めているか」についてでございますが、現在、本町では、企業との連携は行われておりませんが、スマート農業技術の開発・実証プロジェクトは、国が大学や企業と連携して進めており、農林水産省のホームページにも、資料が提供されていますので、当町で活用できる可能性のある技術については、県を通じて情報をとる他、町で実施している域学連携の関係大学とも連携して情報収集、必要に応じて他大学を紹介してもらうなど、横の繋がりが取れればと考えております。

ご質問の3点目、「今後どのような計画で、最新技術の応用を図っていくか」についてでございますが、スマート農業は、農業者の後継者不足を解消する技術としても期待されております。

中山間地域の条件不利地にも有効であると考えられますので、同様の条件下で実証されている圃場を視察するなどし、検討するとともに導入に向けての地域の問題を洗い出し、解決する事が重要ではないかと考えます。

有害鳥獣の駆除などは、広域的な活動である事から、毎年、国の補助金を得て、駆除員の労力の軽減を図るために機器の導入を行って参ります。

また、狩猟エコツアーなどの活動において、都会からでも、本町の罾の情報を得られ

るライブカメラなどを活用したイベントが出来れば、とも考えております。

冒頭に答弁いたしましたように、近未来技術は様々な分野での事業展開がなされており、本町における各分野での応用は、すでに実施されている他自治体の例を調査、参考とし、この町にあった導入方法について、研究して参りたいと思います。

以上で、竹田和明議員の一般質問に対する答弁といたします。

**○議長（青木悦子）**

竹田和明議員、再質問はありますか。

**○3番（竹田和明）**

まず1件目の人口維持、増加施策の継続について質問をさせていただきます。

全体として、町の施策は人口維持、増加を図るために有効だと考えております。

今後も継続して取り組んでいただきたいと考えている訳ですが、1点、住宅用地の整備ということについて質問させていただきます。

住宅用地を整備して、新たに住宅を供給していこうという計画だということですが、今、空家対策が一方で問題になっている中で、新しい住宅用地の整備というのは、空家対策には障害になるのではないかと懸念する訳ですが、この点いかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

空家対策に関しましてですが、鋸南町の現状を考えますと、住宅ストックの活用ということで、有益な対策だと思いますし、また循環型社会の形成にも役立つものと考えております。一方で、住宅を求める方の居住環境に対する志向につきましては、空家をリフォームされて住まれる方、一方で分譲などの宅地に新築の住宅を構えたいという方もおまして、町では住宅取得奨励制度、あるいはリフォームの補助制度を使って支援をさせていただいているところでございます。

実際に町の未利用地を民間事業者が分譲した土地がございますが、こちらはほとんど新築の住宅が建っておりまして、また昭和50年前後に町が区画整理を行った地域につきましても、現在は住宅密集地域となって、住宅が張り付いております。

町外でも、木更津市などでは、駅周辺が空洞化する中で、新しい分譲地については、県外からの流入があるということも聞いておりますし、子育て世代の転出を抑制する、あるいは新たな移住者を確保するためには、住宅用地の整備も一つの施策、必要な施策であると考えておるところでございます。

**○議長（青木悦子）**

再質問はありますか。

竹田議員。

**○3番（竹田和明）**

ありがとうございます。

2件目の循環型社会の実現のための林業再生ということに関して再質問をしたいと思っております。



この林業再生ということにつきましては、町の重要な計画として掲げられていると理解しています。ところが、その成果というのは、現状色々困難なこともあって、成果としては極めて不十分ではないかなと思う訳ですが、この林業を継続的に振興して、森林の多様な公益的機能の保全であるとか、整備を図るということが、平成23年から平成32年、令和2年ということになると思いますが、この鋸南町の総合計画、あと平成28年から平成32年の後期基本計画、さらに平成28年から平成32年度の過疎地域自立促進計画にも明記されているということでございます。

全国的にも木質バイオマス発電所の建設が各所で相次いだ結果、未利用木質バイオマスの利用量は近年、急拡大をしていると、ちなみに全国でこの未利用木質バイオマス利用量、林地に残置される間伐材等のことを言っておりますが、こういったものを再利用しようとする動きが近年、顕著になっていて、平成26年には168万 $\text{m}^3$ 、これが平成27年、翌年には268万 $\text{m}^3$ と100万 $\text{m}^3$ 増えています。さらに平成28年は432万 $\text{m}^3$ ということで、170万 $\text{m}^3$ 位増えている、全国の木材の消費というのは、8千万 $\text{m}^3$ 程度ですから、その中で言っても、かなりの増加であると考えています。

そこで質問ですけれども、来年、2020年度は、この町の計画の最終年度だということになります、その成果は、今のところ限定的だということであれば、一方で全国的に未利用木質バイオマスの利用は拡大トレンドになっているということであれば、本町でも早急に林業再生に取り組みを始めるということが必要なのではないかと考えますが、この点いかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

地域振興課長。

**○地域振興課長（飯田浩）**

議員おっしゃるように、総合計画等の中でも、この森林の持つ多様性の保全など、公益的機能の維持は重要とありますように、森林の保全については、必要と考えて林道の整備、また維持管理を実施しておるところでございます。

しかしながら、林業、森林整備を進めるにあたっては、先ほどの町長の答弁でもありましたように、地すべりの問題があること、また林業事業者がないといった様々な問題がございます。また、財政の面からもさらなる慎重な判断、対応が求められるところでございますので、今後も先進事例などを参考にしながらこの町にあった形のものを研究して参りたいと考えております。

**○議長（青木悦子）**

再質問はありますか。

竹田議員。

**○3番（竹田和明）**

ありがとうございます。

森林の多面的機能として重要な点でございますけれども、確かに先ほどの町長の説明にありましたように、CO<sub>2</sub>の削減等の効果もあると思います。ただ、1番重要だと思っているのは、森林が持つ水土保全、水のかん養機能であるとか、地すべり防止機能、

これは先ほどマテバシイの林が多いという話がありましたけれども、このマテバシイの林があることによって、この地すべり地域でも地すべりに関わる災害を防げているのだということだと思います。先人が残してくれた宝の山ではないかと、私は考えているのですが、そういう意味で町民は、治山工事という事業費を負担しないで済むというメリットを今まで享受してこられたということだと思います。ところが、現状の森林は、先ほどの経済的に合わないというような理由から樹冠が接触して、枝と枝が接触して林内が暗くなって、林床植生がほとんど見られない、下に植物が生えないような状態になっていて、その結果、表土が流出して、いわゆる地すべりを防止するという機能も不全になっているという状況だと思います。それ故、この間伐等を行って森林整備をしていくことが必要ではないかなと。立木密度を低下させて、林内照度を上げて、林内をもっと明るくして林床植生を復元して、森林土壌の形成を図っていかなければいけないと考えている訳ですが、そこで質問です。

間伐等森林整備を進めるための費用は、いわば森林の修繕費というようなことであって、これによりメリットを享受する町の必要経費でもあると、私は考えるのですが、この点どのように考えられるか、ご回答をお願いします。

**○議長（青木悦子）**

地域振興課長。

**○地域振興課長（飯田浩）**

森林の整備、管理につきましては、基本的に所有者、あるいは施業者が行うべきものと考えていますが、近年、管理できなくなりました森林を町で代わりに経営管理することを可能にした新たな制度、こちら森林経営管理制度と言うのですが、そういった制度が今年の4月1日に施行されました。管理できなくなった森林の管理を市町村が肩代わりをするというものであるのですが、現実にそれらを、実際に行おうとした場合には、多額の財政負担が懸念されるという制度になってございます。

そういったことでありますから、この制度の運用については、色々な箇所からの情報収集等を行いながら研究していくことが必要だと考えています。

また、森林については、この後、交付が予定をされております森林環境譲与税、こちらの譲与税、非常に金額が少ないのですが、今年度については92万ちょっとということで、非常に少ない額ではありますが、これらの使い方をどうするかという部分も検討していくこととなりますので、そちらの中でもこの森林整備のあり方について、再度、研究をして参りたいと考えております。

**○議長（青木悦子）**

竹田議員。

**○3番（竹田和明）**

是非、この森林環境譲与税につきましても研究をお願いしたいと思います。

次の質問ですけれども、先ほど質問した補助金ということですが、未利用の木質バイオマス、これに補助金を付けて買い上げるような施策ですけれども、できれば地域通貨での支払いというようなことも検討できないかと考えておりました、地域通貨であれば、

買い取った木材、この通貨が町内の経済効果の拡大ということで図れるのではないかと考えていまして、この点につきましても、どのように考えられるかご回答いただければと思います。

**○議長（青木悦子）**

地域振興課長。

**○地域振興課長（飯田浩）**

地域通貨ということでお話をいただきました。県内での森林整備の取り組みの中で、外房の大多喜町さん、こちらの方で木質バイオマスチップの製造工場が建設をされました。そのことによって、木の駅プロジェクトというプロジェクトが立ち上がりまして、そちらの方で森林整備、あるいは地域通貨の使用を推進しているというような状況がございます。この取り組みでは、最初に利用者は事務局に出荷登録というものを行いまして、買い取り業者である木の駅に搬入をしまして、木の駅は事務局に搬入量を報告すると、事務局は町内で使用可能な地域通貨券を出荷者に発行するという仕組みを今年度から実施しております。まだ始まったばかりの制度、プロジェクトということで、どうなっていくかは不透明なこともあるのですが、今後、これらのやり方についても状況、推移を見守りながら、どんな形でやられているのか研究して進めて参りたいと考えております。また、大多喜の方では町で財源を出すにあたって、森林環境譲与税を充てているということで、先ほどの答弁にもありました森林環境税の使い方、色々な使い方が考えられますので、こういったものを含めて今後の研究、検討をして参りたいと考えております。

**○議長（青木悦子）**

竹田議員。

**○3番（竹田和明）**

ありがとうございます。

マテバシイの林ということですが、マテバシイの利用方法ですね。確かに広葉樹で枝が多いので、柱材等には向かない木材ですが、調べてみると家具、机であるとか、イスであるとか、遊具で言うとシーソーであるとか、そういった使い方もあるようです。それから、枝ですけれども、キノコの培地として現状も使われているようですが、そういったこと、マテバシイの実というのもどんぐりですから、どんぐりが沢山採れば、こういったものを食材にして、例えば、どんぐりクッキーであるとか、こういうものって東京の子どもからみるとすごく魅力的で、どんぐりのクッキーを食べたんだというのは、自慢にもなると思いますし、そういったものを町の特産品としてどうなのかなというのもあります。一方で、間伐をすれば森林の中に空間ができてきますから、そういった空間の利用というのも色々考えられると思うのですが、この辺質問ですけれども、このマテバシイの有効な利用方法について、どのようなお考えかということについて、質問したいと思います。

**○議長（青木悦子）**

地域振興課長。

### ○地域振興課長（飯田浩）

マテバシイの有効な利用の方法についてということで、この町では先ほどから説明をしていますように、林業の経営事業体がないということで、この事業主体となり得る県の森林組合の方にお話を聞いてみました。マテバシイについては、森林組合の方でも、買い取りについて検討しているというような状況があるということでもあります。ただ、その金額については現在、検討中であるということでありました。しかし、このマテバシイについては、経営管理をしている山林ではないため、搬出しやすいところからどんどん伐採することになるだろうと、その際、伐採しやすいところと伐採しにくいところ、そこで、金額の設定が同額だと問題になるということも考えているということであるということでございました。

また、この町にありますマテバシイについても、売却することは可能なのかどうかということもお話を聞いたところ、鋸南町の森林については、手が加えられていないということで、育成に必要な伐採、枝払い、下刈りなどの作業が行われていないために製品としての価値があるかということは、ちょっと不明であるということでございました。搬出するにも、費用が非常にかかることから、伐採してチップにする方が良いのではないかというようなご意見もいただいております。しかしながら、これからも県の森林組合と話し合いを継続しながら、他のところの情報等、そういったものも収集しながら研究して参りたいと考えております。

### ○議長（青木悦子）

竹田議員。

### ○3番（竹田和明）

次の質問ですけれども、林業再生と一体となった木質バイオマス発電所の建設ということですが、これには幾つかの効果があると考えております。まず1点目ですけれども、先ほども申し上げたのですが、資源エネルギーの循環系を構築できると、要するに未利用となっている木材を切り出して、それを燃やして電力を作って、その電力を町民が消費すると、そういった循環です。木材については、再生可能エネルギーですから、循環系がそれで出来上がると、そういった効果があるということが一つです。

2点目ですけれども、町内に多くの就労を創出できるのではないかと、林業を施業だけではなくて、切り出した木材を輸送したり、あとは木材加工であるとか、あとは発電所での作業であるとか、多くの人手がかかる訳です。そういった意味で就労の創出効果が大きいのではないかとというのが2点目です。

3番目ですけれども、先ほども防災というテーマがありましたけれども、将来、災害が起こると、かなりの確率ですね、30年で70%ということですから、その時に、確かに災害があった時は、皆さん自力で命からがら逃げないといけないのですが、その後、1番問題になってくるのは、ライフラインということで、特にこの電力というのは、重要だと考えています。長い期間電力の供給がなければ復興もなかなか進まないですし、生活も当然不便だと、これは去年、北海道胆振東部地震の時に、木質バイオマス発電が機能して現地の電力の復旧に非常に役立ったと、当日、もう電力の供給が始められたと

いうことでした。さらに、災害が起きると災害木、テレビなんかでもご覧いただいていると思いますが、林地が崩れて、崩れた木材がそこら中いっぱいになっていると、こういったものも、木質バイオマスプラントがあれば利用して、発電の燃料になるということが考えられる訳ですが、そういう意味で、改めて上記効果が期待できる木質バイオマス発電所は外部ではなくて、町内に建設するのが望ましいと考えている訳ですが、この点いかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

地域振興課長。

**○地域振興課長（飯田浩）**

先ほどの町長の答弁にもございましたように、資源エネルギーの循環型社会の形成は重要な取り組みでありまして、その一つのカギを握っているというものは、この木質バイオマスエネルギーの利用であることは、理解はしているところでございます。

国におきましても、農林水産省と経済産業省で木質バイオマス発電の普及のため、共同での研究会を立ち上げて、また林野庁においては、全国各地の先進事例39件を紹介するなどしておりますので、こういった事例集等を整理、研究しながらこの町にあったエネルギー循環システムの構築、木材利用について研究していきたいと考えております。

県の森林組合の方に、色々確認をしましたところ、全国的に見ましても2千kW以下の小型木質バイオマス発電と呼ばれているもので、成功例がないと言いますか、なかなか上手くいっていないという事例も聞いております。ですので、県の森林組合については、こういった小型のものについては、進めていく考えはあまりないということで伺っています。ただ、国全体として見ますと、小型木質バイオマス発電については、ヨーロッパの方がかなり先進でありまして、色々なところの見本市等でもヨーロッパから輸入された、そういった新しい機器、そういったものも紹介されておりますので、今後もそういったものもよく見ながら、費用も沢山かかるのかもしれないのですが、導入についてさらに研究して参りたいと考えております。

**○議長（青木悦子）**

竹田議員。

**○3番（竹田和明）**

是非、検討をしていただきたいと思います。

循環型林業再生についての最後の質問ですが、大規模施業ということですが、確かに色々な制約があるということは理解できましたが、一方で大規模施業の効果は、当然大きい訳で、林業の生産性の向上を図っていくためには、路網の整備であるとか、それを利用した高性能林業機械等の組み合わせで、効率的な作業システムを構築することが不可欠だと考える訳ですが、質問は、大規模施業について、少なくとも森林管理に必要な最小限の路網の整備であるとか、現存する路網の維持管理等は少なくとも行っていくべきではないかと考える訳ですが、この点いかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

地域振興課長。

**○地域振興課長（飯田浩）**

先ほど申しましたように、こちらの森林の整備、管理というものは、所有者、あるいは施業者の方が基本的に行うものと考えておりますので、こういったものに対して、どのような形で手が出せるか、協力ができるかといったものも他の市町村等の事例を参考にしながら研究して参りたいと考えております。

**○議長（青木悦子）**

竹田議員。

**○3番（竹田和明）**

最後の3件目の質問を再質問したいと思います。

労働生産性を飛躍的に高める最新技術の応用についてということでございますが、最新技術の応用というのは、町だけがやるとか、そういうことではなくて、町一丸となって取り組むべきチャレンジングな課題であると考えています。

町民も議会も皆含めて取り組んでいく必要があるのではないかなど、それでも最初の種まきと言いますか、全く「0」というところから「1」にしていく、こういった取り組みがないと、なかなか取り組み自体が進んでいかないと考えておまして、しかも最新技術ですから仕組みであるとか、内容というのは一般には、我々にはなかなか理解しにくいところも多いと思います。だけど、飛躍的、革命的な効果が期待できるというのは、おそらく直観的には明らかだと思います。そこで質問ですが、最新技術について、最初の種まき、「0 to 1」の取り組みですけれども、これは何をやるかということですが、私が考えているのは、大学であるとか、企業との連携づくりであるとか、実証実験であるとか、あとは社会実装して改善、改良点を探っていくであるとか、こういうことが最初の「0 to 1」の取り組みになるのではないかと考える訳ですが、この点いかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

今、最新技術の種まきについてですが、議員の方からご提案のあった最新技術の内容につきましても、それぞれインターネット等で、その仕組みについては把握をしているつもりでおりますが、今後、先端技術の利用方法であるとか、先進事例につきましても、まずは、そういったものを視察して、またヒアリングをして、どういったものがこの町に活用できるかということから研究をして参りたいと思いますし、先ほど議員の方からありましたとおり、その種まきの方法としては、やはり産学連携、または実証実験、実装といったことが最初の取りかかりと言いますか、そういったことになるのではないかと考えておりますので、その点研究をして参りたいと思っております。

**○議長（青木悦子）**

竹田議員。

**○3番（竹田和明）**

最後の質問です。

最新技術を応用すべき分野ですけれども、先ほどの町長からのご回答では、農業に特化してのご回答だったと思いますが、私は農林水産業の他にも交通ということも重要だと考えていて、午前中の質問でもありましたけれども、町内の交通難民というのは、今後も増加するでしょうし、それから交通の不備ということが、観光業を阻んでいるという現状もあると思います。

そこで、交通への応用につきましても、この種まきの取り組みを行うべきだと考えておりますが、この点ご見解をいただきたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

交通への応用ということをございまして、本町のような中山間の地域、そして高齢化率の高い地域では、効率的な運送、輸送というのは、これからの課題、また検討が必要だと思っております。ご提案のありました取り組みにつきまして、相乗りタクシーについては、既に国土交通省の方で実証実験が行われているということをございます。また、ライドシェアについては、中間サービスなども既に発足があるということをございます。また、各種カーシェアについても、複数の事業者が着手しているということをございます。先ほどの繰り返しになりますが、それらインターネットでの情報源をございまして、その仕組み、内容については、当事者にヒアリングをして、さらに視察をさせていただいた中で、現状把握をしたいと思っております。

また、自動運転バスにつきましても、政府を中心に実証実験が行われておりまして、その中で、中山間地につきましては、小型バス車両の事例などの研究も進んでいるということなので、これらもまずは、これから研究をするということをご答弁とさせていただきたいと思っております。

**○議長（青木悦子）**

竹田議員。

**○3番（竹田和明）**

これら技術が応用できれば、町も非常に便利になって、たとえ人口が減っても持続可能な社会としていけるのではないかと期待しておりますので、是非、よろしく願いしたいと思います。

私からの質問は以上となります。

ありがとうございます。

**○議長（青木悦子）**

以上で、竹田和明議員の質問を終了します。

ここで、暫時休憩します。

再開は14時40分とします。

………… 休憩・ 午後 2時28分 ………

………… 再開・ 午後 2時40分 ………

◎一般質問

◎8番 小藤田一幸

○議長（青木悦子）

休憩を解いて会議を再開します。

小藤田一幸議員の質問を許します。

8番 小藤田一幸議員。

【ベルが鳴る】

○8番（小藤田一幸）

2点質問をさせていただきます。

歩道橋とカモの被害についてです。

まず、歩道橋ですが、歩道橋は、短い距離のS字道路の中央に建設され、曲がり切れない車がカーブの両側の塀に衝突する事故が起きており、通行人にとっては見通しが悪く、死亡事故も起きている。

歩道橋が設置され通学路として使用されてからは、小学生の事故は発生していない。しかし建設以来、年数が経過し、塗装の剥落、タイルの欠落、支柱の何本かは途中までしかなく、大がかりな改修が必要ではないかと考える。

そこで3点質問する。

①国道事務所の管轄である歩道橋だが、これまでどのように管理され、町はどのように関わってきたのか。

②町は、歩道橋の必要性をどのように認識し、また現状をどのように考えているか。

③6月中旬に応急修理がなされたが、大規模な改修が必要と考えるが、町は積極的に要望していく考えはあるか。

2番目の質問です。

佐久間川中流域に生息するカモによる菜花・稲の被害対策について、下佐久間の学校橋を中心に多くのカモが生息するようになり、その結果、菜花や稲の食害が目に見え、農家でもこの事態に危機感が生まれている。

人家が近く銃による駆除ができず、逆にエサを与える者がいるとの話も聞く。町としては、この状況をどのように捉えており、どのような対策を考えているのか。

以上、2点質問をいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（青木悦子）

小藤田一幸議員の質問について、町長から答弁を願います。

白石治和町長。



○町長（白石治和）

小藤田一幸議員の一般質問に答弁いたします。

1件目の「竜島歩道橋改修について」お答えをさせていただきます。

竜島歩道橋につきましては、国道127号を東西にまたぐ、竜島区の海側の地域と山側の地域を結ぶ横断歩道橋であり、国土交通省千葉国道事務所により昭和46年に設置され、その後47年間管理されてきた施設であります。

ご質問の1点目、「国道事務所の管轄である歩道橋だが、これまでどのように管理され、町はどのように関わってきたのか」についてでございますが、千葉国道事務所では、他の道路施設と同様に定期的な施設の確認を行い、規模の大きい補修としては設置後28年経過した、平成12年度に塗装工事を実施しており、その後は現状を考慮し適宜修繕を行っております。

町といたしましても、国道の施設ではありますが、町道路関係施設と同様に定期的な確認をするとともに、施設の保全について確認をし、必要により状況の報告及び補修の要望をしているところであります。

ご質問の2点目、「町は、歩道橋の必要性をどのように認識し、また現状をどのように考えているか」についてであります。一般的に横断歩道橋は、施設の老朽化や高齢化社会を背景に、必要性を考慮した中で全国的に減少傾向にあるようではありますが、竜島歩道橋については、国道127号を横断する場合には、左右の見通しがきかない形状であるため、歩行者は歩道橋を使用することで安全が確保されており、竜島区民はもとより、小中学校に通う子どもたちの通学路としての機能を含め、勝山地域の多くの方が利用する、大変重要な施設であり、町といたしましても必要性を強く感じているところでございます。

議員ご指摘のとおり、現在の施設の状態は経年劣化や、塩害の影響により、塗装の剥離、金属部分の腐食も見受けられることから、定期的な補修工事は今後も必要と考えます。

ご質問の3点目、「6月中旬に応急修理がなされたが、大規模な改修が必要と考えるが、町は積極的に要望していく考えはあるか」についてであります。平成24年度と平成29年度に町担当部局、学校及び保護者、関係機関から構成される「鋸南町通学路安全対策担当者会議」により、「小中学校通学路危険箇所合同点検」が実施され、参加をしていた千葉国道事務所の職員に対し、竜島歩道橋の補修と安全性の確認について要望がありました。

千葉国道事務所ではその対策として、昨年度に長寿命化を目的とし施設の全体調査を行い、計画的な補修工事を予定しており、その第1段階の対応として、議員ご指摘のとおり、本年6月に階段部分の補修工事が実施されました。

今後は、昨年度の調査結果を基に、季節的な工事時期も考慮しながら、補修が必要と考えられる部分の工事を行っていくとのことでした。

町といたしましても、町民の方々が常に安心して利用するために、継続的な補修工事

が実施されるよう、今後も千葉国道事務所に働きかけをしていきたいと考えます。

2件目の「佐久間川中流域に生息するカモによる菜花・稲の被害対策について」お答えいたします。

有害獣の捕獲については、「鋸南町鳥獣被害防止計画」を策定して、被害鳥獣を特定することで、捕獲が必要な鳥獣を決定しております。

その計画に基づいて、鋸南町有害鳥獣対策協議会に所属する会員が野生鳥獣を捕獲するために、許可権者である千葉県から許可をいただく流れとなっております。

平成29年度から平成31年まで策定された「鋸南町鳥獣被害防止計画」では、カモの被害の確認が出来ていないため、計画上ではカモの捕獲の許可申請はしておりません。

被害が確認できた場合で、対策協議会が捕獲の必要があると判断すれば、捕獲のための許可の取得は可能となります。

ご質問の佐久間川のカモの被害については、本年2月に行われた県、町、JAが主催する鋸南町農業技術者連絡協議会においても、JAからカモの被害報告があり、被害場所は、竜島地区で、JA安房鋸南支店付近であることから本年2月に佐久間川のカモの生態を確認したところ、60羽から70羽のカモが確認されました。

本年5月に議員より、被害の話をお聞きしましたので、5月31日に再度、佐久間川での生態数を確認したところ、10羽確認され、成鳥が6羽、ひなが4羽でありました。

別の目撃情報から下佐久間の農地を確認したところ、堤が谷付近の農地で5羽が確認されました。

カモは渡り鳥ですが、確認された15羽については、繁殖や体力的な問題で、移動せず、留まった個体と考えられます。

本年2月に実施した被害調査では、カモの被害は竜島で1件、中佐久間で1件の合計2件、被害金額は約7万円との被害報告があり、被害を受けた農家の方の対処方法としては、防除ネットを設置しているとのことでありました。

有害鳥獣対策の取り組みにおいては、「自分の農地は自分で守る事を基本」としており、農家の方が電気柵、物理柵、鳥獣においては防除ネットなどを設置すると同時に、農家個人が捕獲のための、罠免許の取得も進んでいます。

有害獣の対策の基本は「捕獲と防除」ですが、近年では「捕獲」と「防除」以外に「環境管理」も注目されております。

環境管理とは、野生動物が農作物をエサとして認識している場合、作付け時期、収穫時期などを早めるなど、農家としてもエサとまらない工夫、生息地になりえない工夫、管理が必要との考え方であります。

生息地になり得る要因としては、「外敵による危険がないこと」、「エサとなる場所があること」、「子孫繁栄が出来ること」などが挙げられます。

「外敵による危険がないこと」とは、カモを捕食する天敵は、本町では存在していません。「餌となる場所があること」とは、農地を持っている方は、防除ネット等を設置するなどの「防除」対策を行うことで、エサを与えない努力が必要であります。「子孫繁栄が出来ること」とは、カモは卵生でありますから、陸地がないと卵を産めません。草む

らなどで、卵を温めてひなをかえしている訳でありますから、ご質問の佐久間川は、カモが生息するのに最適な場所となっている可能性が高いと考えられます。

竜島有害鳥獣対策組合にカモの対策を相談したところ、組合では佐久間川はカモが生活しやすい環境が整い過ぎていることが問題と考えており、被害農家からの要望を確認していただいたところ、佐久間川に堆積している土砂を利用して、羽を休めたり、繁殖を行っているため、生息場所である河川の土砂撤去をお願いしたいとのことでありました。

カモの生息しづらい環境管理を行うためにも、河川管理者である県へ土砂の撤去をお願いしているところではありますが、再度、要望に伺いたいと考えております。

また、議員ご指摘のありました「エサを与える者がいるとの話も聞く」につきましても、カモへのエサやりを控えていただけるよう、周知看板の設置等について併せて協議して参ります。

以上で、小藤田一幸議員の一般質問に対する答弁といたします。

### ○議長（青木悦子）

小藤田一幸議員、再質問ありますか。

小藤田議員。

### ○8番（小藤田一幸）

最初に担当の建設水道課の皆さんにお礼を申し上げたいと思います。

聞くところによると、既に2月早々、県の方へと対応していただきまして、お陰で6月18日、高橋さんという人、名刺をもらいましたらば、筆頭に警備員を含めた7名の方が応急修理に来ていただきました。

あまりあの歩道橋を歩いたことはないかと思いますが、タイル、タイルと言うと瀬戸物に思うかもしれませんが、タイルが敷いてありまして、それが随分剥がれて、剥がれたところに水が溜まって、デコボコになる訳ですが、それをきれいにしてくれました。

それから、歩道橋の脇に支柱がある訳ですが、これは途中が腐ってしまって、途中がないやつが何本か、それを直してもらいました。お陰でだいぶ子ども達、歩くのに助かっているかと思えます。

あの歩道橋は、非常に、遠い方は分からないと思いますが、死人が出たり、それから12年前の夏、あそこで事故を起こした一家の主人、農家をやっていたけど、その方が今もって病院に入院しております。それからお婆さんも接触事故を起こして、その接触事故を起こしてから、外へ出歩くことはしなくなった訳です。

歩道橋が46年に建った、その前は、割と小学生があそこを歩いて車との接触事故があった訳です。あの近辺のお兄さんが小さい時にあったよなんて、そんな話も聞く訳です。

現在、南屋と言いまして、あの歩道橋よりも南にあるのですが、そのブロックが新しくなっています。それは最近、車があそこに飛び込みまして新しくなった訳ですね。そんなことで、しょっちゅうあの歩道橋というのは、危ない状況が生まれております。

今、町長の答弁にありましたように、平成26年に建てられまして、現在47年経っ

ているそうです。建てられてからあの場所は通学路になっておりまして、それからは、小学生の事故は1件もございません。ただ、考えてみますに、47年という大抵、木造だとか、あるいはコンクリートの建物、大規模改修をやる年数だと思うのですが、大規模改修というのは聞いたことがない訳ですが、最初の質問で、鉄の構造物というのは、そういうものがないかどうか。それをちょっとお聞きしたいのですが。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

建設水道課長。

**○建設水道課長（平嶋隆）**

歩道橋の大規模改修ということのご質問であります。町長の答弁にもありましたが、昨年、千葉国道事務所では、長寿命化目的としまして施設の全体調査を行っておりまして、今後、工事を実施していくということでありました。

この工事が、大規模改修にあたるかどうかは分かりませんが、一応、施設を確認して、今後、補修をすることで施設の安全が保てるというような中で、工事を実施していく予定と聞いておりますので、現在では、具体的な工事時期等の情報は、町に来ておりませんが、工事の種別等においては、一時的に歩道橋の利用を制限させていただく等の場合もあると思いますので、町に情報等入りましたら、各関係機関へ周知をさせていただきたいと思っております。

基本的に、歩道橋は補修をして使っていくんだよというような報告をいただいております。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

再質問ありますか。

小藤田議員。

**○8番（小藤田一幸）**

答弁の中に、28年経過した平成12年に塗装工事が行われたという言葉がありました。それからだいぶ経っている訳ですが、現在、あの歩道橋、鉄でできていますので、鉄が腐食すると膨らむんですね、だから28年度の塗装と比べると相当お金がかかると思うのですが、この次は、鉄の部分はやったので、塗装だと思うのですが、その点も一つ声に入れていただいて、早めに一つ塗装の工事をやっていただければと思いますので、我々50年経って、あと50年以内には死んでしまう訳ですが、あれだけの工事は、なかなか国がやってくれないと思っておりますので、できるだけ大事に、大事に補修しながら使っていかなければいけないものだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

再質問ありますか。

小藤田議員。

**○8番（小藤田一幸）**

続きまして、カモのことについて質問させていただきます。

実は8月19日、私が堰の傍の山で作業をしていましたら、私より3つ年上の人が来まして、このカモの一般質問はしてくれるなど、そういうことを私は言われました。その方は、専業農家で菜花の被害はあるのですが、あるけれども、それを自分は大目に見るけれども、してくれるなど、私は稲も被害があるのだということを話したのですが、その方は、鋸南町の有害鳥獣の竜島の責任者でございます。いかに有害鳥獣の問題が根深いかというのをその場で分かった訳ですが、これは時間があれば後で話したいと思います。

具体的に、町でカモについてどういうことができるのかという質問をさせてもらった訳ですが、2点具体的に答えていただきました。

カモの生息しづらい環境づくりということで、土砂の撤去、もう一つは、周知看板の設置ということで、二つ答えてもらいました。一つずつ具体的にお聞きしたいと思いますのでお願いします。

最初に、土砂の撤去のことですが、どうやるかということで答えていただければと思います。

**○議長（青木悦子）**

建設水道課長。

**○建設水道課長（平嶋隆）**

堆積土の問題については、毎年、管轄します県の方で、こちらになりますと、佐久間川の関係になりますと、安房土木事務所の方に毎年、関係者の方々と陳情に伺っているところでありまして、昨年、その話も若干いただきまして、カモの生息地になっているということも申し伝えておるところでありまして、今年度につきましても、こういう大きな問題等になっていることもありまして、通常の要望と併せて、その辺も詳細な、どの程度で、どの地域で被害があるとか、そういったものも含めて堆積土の除去等については、地域振興課とも連絡を密にしまして要望を併せてやっていきたいと考えます。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

小藤田一幸議員。

**○8番（小藤田一幸）**

考えてみたら、今年はまだ行ってないんですね。毎年、陳情に行って、去年は町長も一緒に行っていたけれども、毎年行っている訳ですが、今年はまだ行ってないということで、この秋にでも実行しますか。

**○議長（青木悦子）**

建設水道課長。

**○建設水道課長（平嶋隆）**

現在の予定ですと、9月から10月の上旬に要望活動の方は予定させていただいている状況であります。

**○議長（青木悦子）**

再質問ありますか。

小藤田一幸議員。

**○8番（小藤田一幸）**

その時は、是非、地域振興課長の飯田課長も一緒に、よろしければお願いしたいと思っていますので。

**○議長（青木悦子）**

再質問ありますか。

小藤田一幸議員。

**○8番（小藤田一幸）**

2番目の質問です。

周知看板の設置ということですが、現在、聞くところによると、カモにエサをやる方がいるということをごちゃごちゃ聞いております。答弁の方は、看板の設置については、協議して参りますという言葉を使っていますが、看板の設置はいつ頃になるかどうか。来年、再来年ということはないでしょうね。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

地域振興課長。

**○地域振興課長（飯田浩）**

看板の設置については、早い段階で行いたいと考えておりますが、設置する場所によっては、県の方の関係もありますから、県とも協議をするということになります。

町の道路部分等であれば、内部で協議をして設置の方を進めて参りたいと考えております。

**○議長（青木悦子）**

小藤田議員。

**○8番（小藤田一幸）**

県の方という言葉が出てきたのですが、3番目に情報の収集をとということで質問しようと思ったのですが、県の方で有害鳥獣の方、よく知っている木下けいじ県会議員がおる訳ですが、聞きましたらば、現在、カモの千葉県下の被害金額は570万だそうでございます。被害地域は、4市町村ありまして、成田、九十九里町、そして鋸南、あともう一つは忘れまして。ちょっと精米をやっていたので音がうるさくて。

したがって、色々ノウハウを他の町でも持っていると思いますので、掲示板といってもカモが菜花や稲を食い荒らすのでエサをやらないでください。みたいなそんな感じの掲示板だと思っておりますが、早めにカモが有害獣であるということ、それを徹底する必要があると思いますので。

それから、木下議員がこんなことを言っていました。もし鋸南町が有害鳥獣の申請をすれば、当然補助金が出るので、早めにやった方が良いのではないかと。で最後に、さっき一番最初に話しましたがけれども、結局、こういう有害鳥獣は各地域の会長がいる訳

です。そこへと皆負担が降りていくんです。イノシシの場合は箱わなのエサをやらなくてはいけない、点検をしなくてはいけない、それからサルだったら、ビワの時期だったら爆音機、朝の6時と夕方の6時、毎日、お互いに集まってそれでセットする訳ですね。そういうように、非常に負担がかかるから、ましてやイノシシだけで手一杯なのに、またカモの問題が起きたら大変だということで、そういうように非常に真面目な方なので、そういうことを私のところに言いに来たと思うのですが、とにかくカモを増やさないために、実際に被害がある人は石を投げたり、パチンコ、普通のパチンコではなく5千円位する強力な鉄の玉がついている、ああいうのを持ってやっています。でも逃げてしまいうんですね、皆がやれば逃げると思うんだけど、まずそれをやって、1番良い方法は、カモが卵を産んだら潰してしまえば1番良いと思うんですよ。実際、田んぼのあぜにカモが卵を産んでいるケースもあるので、河川をきれいにして、補助金が出たら河川をきれいにして、卵産んだらすぐ分かるようにして、それを潰せばどんどんなくなるのではないかなと、私は今思うのですが、とにかく、色々なアイデアを集めて、責任者にあまり負担がかからないような、そんなことを考えていただければなど、今思います。とにかく今、私も驚いたのですが、カモがそんなに570万も千葉県下に被害が、鋸南町は7万円ですからね今、思わなかったので、色々な情報を一つ、カモは2回卵を産むなんて言う人もいますので、実際にどの位産むのか、何月ほどの位佐久間川に集まっているのか、そういう情報を一つ行政の力で集めていただいてももらえればなどと思います。

この問題は、色々幅広いですので今日はその問題についてだけでしたが、機会があれば質問をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、終わります。

### ○議長（青木悦子）

以上で、小藤田一幸議員の質問を終了します。

小藤田一幸議員は、議席にお戻りください。

上着を着用してください。

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしました。

明日、9月4日は午前10時から会議を開きますので、定刻5分前にご参集願ひます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞さまでした。

…………… 散 会 ・ 午後 3 時 1 2 分 ……………

令和元年第5回鋸南町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和元年9月4日 午前10時開議

|       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  | 発議案第1号 | 新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)について   |
| 日程第2  | 議案第1号  | 鋸南町特定教育・保育施設に係る利用者負担額に関する条例の制定について  |
| 日程第3  | 議案第2号  | 鋸南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第4  | 議案第3号  | 鋸南町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第5  | 議案第4号  | 鋸南町都市交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第6  | 議案第5号  | 財産の取得の変更について(デジタル戸別受信機)   |
| 日程第7  | 議案第6号  | 令和元年度鋸南町一般会計補正予算(第3号)について   |
| 日程第8  | 議案第7号  | 令和元年度鋸南町介護保険特別会計補正予算(第2号)について   |
| 日程第9  | 議案第8号  | 平成30年度決算認定について<br>1. 平成30年度鋸南町一般会計歳入歳出決算<br>2. 平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算<br>3. 平成30年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算<br>4. 平成30年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第10 | 議案第9号  | 平成30年度決算認定について<br>1. 平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計決算<br>2. 平成30年度鋸南町水道事業会計決算  |
| 日程第11 | 報告第1号  | 平成30年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について  |
| 日程第12 | 報告第2号  | 平成30年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について(病院事業会計)   |
| 日程第13 | 報告第3号  | 平成30年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について(水道事業会計)   |



本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

出席議員（11名）

|                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 1 番 笹 生 あ す か 議 員  | 2 番 早 川 正 也 議 員   |
| 3 番 竹 田 和 明 議 員    | 4 番 大 塚 昇 議 員     |
| 5 番 青 木 悦 子 議 員    | 6 番 笹 生 久 男 議 員   |
| 7 番 渡 邊 信 廣 議 員    | 8 番 小 藤 田 一 幸 議 員 |
| 9 番 鈴 木 辰 也 議 員    | 11 番 笹 生 正 己 議 員  |
| 12 番 平 島 孝 一 郎 議 員 |                   |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

|                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 町 長 白 石 治 和     | 副 町 長 内 田 正 司     |
| 教 育 長 富 永 安 男   | 総務企画課長 平 野 幸 男    |
| 税務住民課長 加 藤 芳 博  | 保健福祉課長 杉 田 和 信    |
| 地域振興課長 飯 田 浩    | 建設水道課長 平 嶋 隆      |
| 教 育 課 長 福 原 規 生 | 会 計 管 理 者 寺 本 幸 弘 |
| 監 査 委 員 柴 本 健 二 | 総務管理室長 安 田 隆 博    |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長 笹 生 矩 義 書 記 安 藤 睦

…………… 開 議 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

### ◎開議の宣言

#### ○議長（青木悦子）

皆さん、おはようございます。  
議員各位にはご苦労さまです。  
定刻となりましたので、ただいまより会議を開きます。  
ただいまの出席議員は11名です。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
暑いと思う方は、上着を脱いでいただいても結構です。

### ◎議事日程の報告

#### ○議長（青木悦子）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておきました。

### ◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

#### ○議長（青木悦子）

日程第1 発議案第1号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）について」を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

提出者 笹生正己議員。

〔11番 笹生正己 登壇〕

#### ○11番（笹生正己）

発議案第1号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）」につきましては、私のほか3名の議員の賛同を得まして、提出いたします。

意見書（案）の朗読をもって、趣旨説明といたします。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎対策における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかし、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕しており、管理を放置された森林が荒廃し、度重なる豪雨や地震の発生によって林地崩壊を生じ、河川の氾濫原因になるなど、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国土の過半を占め、豊かな自然と歴史文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食糧、水、エネルギーの供給、国土と自然環境の保全、癒しの場の提供、災害の防止、地球温暖化防止など多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこの多面的、公益的機能は、国民共有の財産であり、過疎地域住民により支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的、公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き総合的かつ積極的な支援の充実強化を図り、地域住民の暮らしを支えていく政策を確立、推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市を含めた国民全体の安心安全な生活に寄与するものであるから、総合かつ積極的な支援の充実強化を図る新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上であります。意見書は内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・農林水産大臣・国土交通大臣に提出を予定しています。

この意見書につきましては、全員の賛同を得て提出したいと思っておりますので、不明な点等ございましたら、納得いただけますよう質問でも意見でも伺いたいと思います。よろしく願い申し上げます。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりましたので、これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

### ○議長（青木悦子）

日程第2 議案第1号「鋸南町特定教育・保育施設に係る利用者負担額に関する条例の制定について」を議題といたします。

教育課長より議案の説明を求めます。

福原教育課長。

[教育課長 福原規生 登壇]

### ○教育課長（福原規生）

議案第1号「鋸南町特定教育・保育施設に係る利用者負担額に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本条例は、本年10月1日から施行されます幼児教育の無償化に伴い制定するものです。

現在、幼稚園及び保育所の保育料は、それぞれ「鋸南町立幼稚園保育料に関する条例」及び「鋸南町保育所の設置及び管理に関する条例」に規定されております。これらの保育料を利用者負担額と改め、独立した条例として制定しようとするものです。

第1条、趣旨は、教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して町が定める額を定めるものとしております。

第2条、利用者負担額は、第1項第1号は、法第19条第1項第1号に該当する教育・保育給付認定子ども、いわゆる1号認定の子どもで、幼稚園を希望する子ども、第2号は、法第19条第1項第2号に該当する教育・保育給付認定子ども、いわゆる2号認定の子どもで、保育所3歳クラスに属する子ども、これらの利用者負担額は、国の幼児教育の無償化の施行に伴い0円と定めようとするものです。

第2項は、法第19条第1項第3号に該当する教育・保育給付認定子ども、いわゆる3号認定の子どもで、保育所の0歳から2歳児のクラスに属する子どもの利用者負担額を、月額58,900円を限度として規則で定める額としております。

第3条、利用者負担額の減免は、火災、風水害、その他の災害により容易に回復しがたい損害を受けた事由に該当する場合、利用者負担額を減免することができるものとしております。

なお、本条例は令和元年10月1日から施行しようとするものでございます。また、鋸南町立幼稚園保育料に関する条例は、無償化に伴い廃止いたします。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（青木悦子）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第3 議案第2号「鋸南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

〔税務住民課長 加藤芳博 登壇〕

**○税務住民課長（加藤芳博）**

議案第2号「鋸南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が、平成31年4月17日に公布され、令和元年11月5日から施行されます。

この改正に伴って、総務省において、印鑑登録証明事務処理要領の一部を改正したことで、鋸南町印鑑条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

それでは、内容につきまして、新旧対照表にてご説明いたします。

第2条ですけれども、登録資格について、総務省の印鑑登録証明事務処理要領に表現を合せるものでございます。

第5条は、印鑑登録原票に関する規定ですが、現行の第1項では原票に登録しなければならない旨と、登録する事項を1条文としていたものを、それぞれ第1項と第2項に明確に区分し、第1項で印鑑登録原票に登録しなければならない旨、第2項で、登録する事項を、関連のある項目ごとに第1号から第3号に規定するものでございます。

この改正案の第2項第2号が今回の改正の主たる部分でございまして、住民基本台帳

に旧氏を登録する場合には、印鑑登録原票にも登録すること、外国人が通称を登録している場合には通称を登録することを規定しようとするものでございます。

第3号は、漢字を使用しない国・地域の外国人のカタカナ表記等で印鑑を登録する場合に、カタカナ表記を登録する規定でございます。

第6条は、登録を拒否する印鑑についての規定で、現行の第6条第1号で、氏名を表していないものを不適当な印鑑と規定しておりますが、第5条と同様に旧氏、及び外国人の通称を表していない印鑑を不適当な印鑑として取り扱う規定とするものでございます。

第11条は、印鑑登録を抹消すべき事案を定めた規定で、現行の第5号、氏名又は名の変更により登録印鑑として不適当なものに該当することとなった場合は抹消するという規定に、第5条、第6条と同様に、旧氏及び外国人の通称について加えるものでございます。

施行日は令和元年11月5日でございます。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決**

### ○議長（青木悦子）

日程第4 議案第3号「鋸南町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

教育課長より議案の説明を求めます。

教育課長。

〔教育課長 福原規生 登壇〕

### ○教育課長（福原規生）

議案第3号「鋸南町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本条例は、令和元年10月1日から施行されます幼児教育の無償化に伴い一部改正をお願いするものです。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第4条は、保育所の入所対象を規定するもので、現行では、「子ども子育て支援法第19条第1項第2号及び3号に掲げる子ども」を改正案では、「子ども子育て支援法第20条第4項に規定する教育保育給付認定子ども（支援法第19条第1項第2号及び3号に掲げる子どもに限る）」として、町で教育・保育給付認定を受けた子どもであり、かつ、家庭で保育を受けられない子どもに改正しようとするものです。

第6条は、子ども子育て支援新制度では、市町村が定める保育所等の利用者負担額として徴収することとなっております。このことから、見出しの「保育料」を「費用徴収」に改めるとともに、第1項では、現行、「入所許可者は規則で定める保育料を納付しなければならない」を「町長は、利用者負担額条例に定める利用者負担額を徴収する」と改正しようとするものです。

第2項は、延長保育料に係る規定ですが、第6条第1項の改正と同様に、現行では「延長保育料を納付しなければならない」となっております。これを「町長は、延長保育料を徴収する」に改め、第3項及び第7条では、「保育料」を「利用者負担額」と改め、「規則」を「利用者負担額条例」に改めようとするものです。

なお、本条例は令和元年10月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（青木悦子）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第5 議案第4号「鋸南町都市交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

地域振興課長より議案の説明を求めます。

地域振興課長。

〔地域振興課長 飯田浩 登壇〕

**○地域振興課長（飯田浩）**

議案第4号「鋸南町都市交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

鋸南町都市交流施設の利用料金につきましては、各施設ごとに、その上限を定めております。

簡易宿泊施設につきましては、現在、上限額を利用料金として収受しておりますが、利用者からの声により設備投資を実施し、機能の向上が図られたことから、利用料金の改定を行いたく、上限額の改正をお願いするものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

別表、利用料金の上限として、現行の中学生以上1人1泊につき4,000円を4,400円に、小学生以下1人1泊につき3,200円を3,500円に改めようとするものです。

施行期日は令和2年4月1日から施行するものとなります。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますよう、お願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。



〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 多数〕

**○議長（青木悦子）**

挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第6 議案第5号「財産の取得の変更について（デジタル戸別受信機）」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

**○総務企画課長（平野幸男）**

議案第5号「財産の取得の変更について」ご説明申し上げます。

本年6月12日、令和元年第3回鋸南町議会定例会におきまして議決を得ました財産の取得につきまして、変更を生じたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

変更事項は、「2. 取得の金額」で、変更前4,989万6千円に対しまして、変更後の金額は5,040万円でございます。

受注者から納入期限の延期の求めがあり、協議の上、納期の延長を行ったことから、本年10月1日以降の消費税額及び地方消費税の額を適用することにより、取得金額に変更を生じたものであります。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第6号の上程、説明**

**○議長（青木悦子）**

日程第7 議案第6号「令和元年度鋸南町一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

**○総務企画課長（平野幸男）**

議案第6号「令和元年度鋸南町一般会計補正予算（第3号）について」ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

今補正予算は、歳入歳出それぞれ8,593万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億2,972万7千円とするものでございます。

歳出からご説明いたしますので、10ページをお願いいたします。

1款議会費、1項、1目議会費、1節報酬311万6千円の減及び3節職員手当等152万4千円の減は、議員報酬5%の削減及び議員1名の欠員によるものでございます。

2款総務費、1項、1目一般管理費、13節委託料84万4千円は、訴訟に係る弁護士への着手金53万円及び臨時職員管理システム費の予算組み替えによるものでございます。

同じく 2 款総務費、2 項、2 目賦課徴収費、1 2 節役務費 2 0 万円は、今後の利用を見込み、コンビニ収納サービス手数料を増額するものでございます。

次に、3 款民生費、1 項、5 目介護保険費、7 節賃金 5 4 万 4 千円は、職員の育児休業に伴う補正でございます。

1 3 節委託料 2 7 万 5 千円は、本年 1 0 月の介護報酬の改定に係るシステム改修委託、2 8 節繰出金 6 8 万 6 千円は、居宅介護住宅改修費の保険給付費等に係る介護保険特別会計への繰出金の増額でございます。

1 1 ページをお願いいたします。

同じく、民生費、2 項、3 目保育園費、1 9 節負担金補助及び交付金 1 7 4 万 3 千円は、保育所児童の給食費の無償化に伴う補助金の計上でございます。

次に、4 款衛生費、1 項、2 目予防費、8 節報償費 1 8 万 9 千円は、職員の欠員を補充するための保健師報償等の増額補正でございます。

次に、5 款農林水産業費、1 項、4 目園芸振興費、1 9 節負担金補助及び交付金、農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金 1 2 5 万 7 千円は、大雪等からの被害を軽減するため、カーネーション栽培農家 1 軒に補助を行おうとするものでございます。

1 2 ページをお願いいたします。

6 款商工費、1 項、2 目商工業振興費、1 9 節商店会協議会合同売出し補助金 4 5 万円は、鋸南町商工会と商店会等の 3 団体の合同売出しに対して、補助金を交付しようとするものでございます。

9 款教育費、3 項、1 目学校管理費、1 5 節職員室上部屋根等防水工事 3 2 8 万 7 千円は、経年劣化による雨漏りを修繕するための計上でございます。

同じく教育費、5 項、3 目民俗資料館費、1 5 節トイレ改修工事 7 9 万 8 千円は、利用者から要望の多い、トイレの洋式化を行おうとするものでございます。

1 2 款諸支支出金、1 項、1 目財政調整基金費、2 5 節積立金 8 千万 7 千円は、前年度繰越金の 2 分の 1 及び運用収入の積み残し分を財政調整基金に積み立てるものでございます。

続きまして、歳入ですが、8 ページをお願いいたします。

1 0 款地方交付税、1 項、1 目、1 節地方交付税 1 億 2, 8 5 0 万 2 千円は、普通交付税決定に伴う増額補正でございます。

次に、1 2 款分担金及び負担金、2 項、1 目、2 節児童福祉費負担金 3 5 5 万 3 千円の減は、国が本年 1 0 月 1 日から実施します幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料を減額補正するものであります。

次に、1 5 款県支出金、2 項、4 目農林水産業費県補助金、1 節農業費補助金 1 2 5 万 7 千円は、農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金に充当するもので、補助率は 2 分の 1 でございます。

次に、1 6 款財産収入、1 項、2 目、1 節利子及び配当金 6 千円は、出資しているベイエフエムからの株式配当でございます。

次に、1 8 款繰入金、1 項、1 目、1 節特別会計繰入金 4 1 6 万 5 千円は、介護保険

特別会計の平成30年度決算が確定したことに伴い、精算額を繰り入れるものでございます。

同じく繰入金、2項、1目、1節財政調整基金繰入金1億954万7千円の減は、普通交付税と繰越金の確定に伴い、予定していた繰り入れを減額するものでございます。

この歳入補正と、歳出予算における基金の積立てによりまして、今補正後の基金残高は12億4,681万8千円となる見込みでございます。

次に、19款繰越金、1項、1目、1節前年度繰越金5,999万7千円は、平成30年度繰越金が1億5,999万7千円に確定したことにより、既決予算との差額を増額補正するものでございます。

次に20款諸収入、3項、6目、1節雑入保育所児童給食費174万2千円は、給食費の無償化に伴い制定した保育所運営規程に基づき、主食費等を給食費として徴収するため、新たに項目を設け、予算計上を行うものでございます。

9ページをお願いいたします。

21款町債、1項、1目、1節臨時財政対策債336万5千円は、発行可能額が9,436万5千円に確定したことより、既決予算との差額を増額補正するものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございますが、学校給食センター調理・配送業務委託の追加は、令和2年4月1日から当該業務の委託を行うため、業者選定等を行う本年度から令和4年度までを期間とし、限度額を1億1,040万6千円の限度額の設定を行うものでございます。

また、弁護士委託の追加につきましては、本年9月から始まります許可取消請求事件の第2審訴訟につきまして、契約締結の日から弁護終了の日までを期間とし、弁護士報酬を限度額として設定を行うものでございます。

5ページをお願いします。

第3表、地方債補正は、先ほど歳入でご説明をしました臨時財政対策債の増額補正にあたり、限度額を9,436万5千円に改めようとするものでございます。

13ページをお願いいたします。

地方債の現在高見込みに関する調書となります。表の右下、今補正後の、年度末の残高は、43億1,687万2千円となる見込みでございます。

14ページは、給与費明細書を添付しております。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

## ○議長（青木悦子）

以上で、議案第6号「令和元年度鋸南町一般会計補正予算（第3号）について」の説明は終了しました。

## ◎議案第7号の上程・説明

### ○議長（青木悦子）

日程第8 議案第7号「令和元年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

### ○保健福祉課長（杉田和信）

議案第7号「令和元年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

令和元年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ5,710万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億621万5千円にしようとするものでございます。

今回の補正は、居宅介護住宅改修費の申請件数増加による給付費等の増及び平成30年度の介護保険給付や事業費等の確定による国庫支出金、県支出金等の精算に伴う予算の措置をお願いするものでございます。

それでは、歳出からご説明させていただきます。

7ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費8万7千円の増額は、10月の介護報酬改定に伴う情報管理システム改修に係る委託料の増をお願いするものでございます。

第3項介護認定審査会費、第2目認定調査費23万8千円の増額は、介護審査会に諮る被保険者に係る介護度調査において、介護事業者に依頼する更新件数等の増により、委託料の増をお願いするものでございます。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第5目居宅介護住宅改修費289万1千円の増額は、要介護の被保険者における住宅改修件数の増によりお願いするものでございます。

第4款基金積立金、第1項基金積立金、第1目基金積立金1,197万2千円の増額は、前年度繰越見込額の精算した残金を、介護給付費準備基金へ積立しようとするものでございます。

第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第3目償還金3,775万6千円の増額ですが、前年度の介護給付費等の確定により補助金等の精算を行い、償還が生じたものでございます。

内訳といたしまして、国へ1,453万4千円、県へ87万2千円、社会保険診療報

酬支払基金へ2, 235万円を償還しようとするものでございます。

第2項繰出金、第1目一般会計繰出金416万5千円の増額ですが、第1項同様、前年度の介護給付費等の確定により、一般会計からの繰入金の精算を行い、償還が生じたので、一般会計へ繰出するものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金57万8千円の増額ですが、歳出における居宅介護住宅改修費の負担率20%を計上させていただきました。

第2項国庫補助金、第1目調整交付金23万1千円の増額ですが、前項同様、居宅介護住宅改修費の補助率8%を計上いたしました。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金78万円の増額ですが、国庫支出金同様、居宅介護住宅改修費の交付率27%を計上させていただいております。

第5款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金240万円の増額ですが、歳出における居宅介護住宅改修費の負担率12.5%の36万1千円を現年度分としまして、また、前年度県負担金の精算額203万9千円を過年度分として計上いたしました。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目介護給付費繰入金36万1千円の増額ですが、歳出における居宅介護住宅改修費の負担率12.5%を計上しております。

第4目その他一般会計繰入金32万3千円の増額ですが、歳出におけるシステム改修及び訪問調査委託料の増に伴う繰入れをお願いするものでございます。

第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金58万3千円の増額ですが、歳出に対する不足額を補うため、基金の取り崩しをお願いするものでございます。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目前年度繰越金の5, 185万3千円の増額につきましては、前年度からの繰越見込額を計上させていただいております。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（青木悦子）

以上で、議案第7号「令和元年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」の説明は終了しました。

ここで、休憩をしたいと思います。

10時55分から会議を再開します。

…………… 休憩 ・ 午前10時45分 ……………  
…………… 再開 ・ 午前10時55分 ……………

## ◎議案第8号の上程、説明

### ○議長（青木悦子）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第9 議案第8号「平成30年度決算認定について」

1. 平成30年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
2. 平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
3. 平成30年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
4. 平成30年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算

を議題といたします。

### ○議長（青木悦子）

会計管理者から、平成30年度各会計の歳入歳出決算について説明を求めます。

会計管理者。

[会計管理者 寺本幸弘 登壇]

### ○会計管理者（寺本幸弘）

議案第8号「平成30年度決算認定について」ご説明をいたします。

はじめに、平成30年度鋸南町一般会計歳入歳出決算についてご説明いたします。「実質収支に関する調書」をご覧ください。

歳入総額は、44億1,462万5,834円となり、前年度と比較し1億3,956万6,883円、3.3%の増となりました。

歳出総額は、42億5,427万7,659円、前年度比2億1,076万8,655円、5.2%の増となりました。

歳入歳出差引額は、1億6,034万8,175円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が35万800円ございますので、実質収支額は1億5,999万7,375円となりました。

歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開き下さい。

第1款町税につきましては、収入済額は7億5,487万510円でした。歳入決算額の17.1%を占めるものでございます。

前年度との比較では▲1,304万486円、1.7%の減となりました。徴収率は95.52%、前年度比で0.6ポイントの増でございました。

不納欠損額は52名分、488万8,269円の不納欠損処分をいたしました。

町税の収入未済額は、3,050万1,109円であります。

内訳は、現年度分821万8,199円、過年度分2,228万2,910円でございます。

第2款地方譲与税につきましては、収入済額3,434万6千円。前年度比で27万円、0.8%の増となりました。

第3款利子割交付金は、収入済額101万1千円。前年度比で▲3万7千円、3.5%の減となりました。

第4款配当割交付金は、収入済額331万1千円で、前年度比▲71万6千円、17.8%の減となりました。

第5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額303万円で、前年度比▲166万4千円、35.5%の減となりました。

第6款地方消費税交付金は、収入済額1億3,624万2千円で、前年度比1,207万円、9.7%の増となりました。

第7款自動車取得税交付金は、収入済額1,232万3千円で、前年度比▲117万8千円、8.7%の減となりました。

第8款地方特例交付金は、収入済額195万9千円で、前年度比28万円、16.7%の増となりました。

第9款地方交付税につきましては、歳入総額の42.1%を占めるものでございます。

収入済額は18億5,945万円で、前年度比▲5,251万4千円、2.7%の減となりました。

内訳と致しましては、普通交付税17億3,088万3千円、特別交付税1億2,856万7千円で、予算現額に対しまして4,097万1千円の増となりました。

第10款交通安全対策特別交付金は、収入済額74万3千円、前年度比で▲12万円、13.9%の減となりました。

第11款分担金及び負担金につきましては、収入済額3,456万4,450円で、前年度比▲160万9,594円、4.5%の減となりました。

続きまして、3ページ、4ページをお開き願います。

第12款使用料及び手数料につきましては、収入済額6,192万7,148円で、前年度比▲123万669円、1.9%の減となりました。

第13款国庫支出金につきましては、収入済額2億4,636万9,439円で、前年度比▲8,941万3,720円、26.6%の減となりました。

第2項国庫補助金において予算現額と収入済額との比較で、▲2,819万4,060円の減となっておりますが、これは、主に空調設備対応臨時特例交付金事業及び防災・安全社会資本整備交付金事業が令和元年度へ繰越となったことによるものでございます。

第14款県支出金につきましては、収入済額2億3,078万3,359円で、前年度比1,183万8,132円、5.4%の増となりました。

第15款財産収入は、収入済額575万7,861円、前年度比で8万2,036円の増となりました。

第16款寄付金は、858件、収入済額1,827万2千円で、前年度比347件の増、金額にして693万7,300円、61.2%の増となりました。

第17款繰入金は、収入済額4,339万7,561円で、前年度比2,778万4,768円、178.0%の増となりました。増となった主な要因は、財政調整基金の繰入を行ったことによるものでございます。

第18款繰越金は、収入済額2億3,154万9,947円で、前年度比5,103万1,566円、28.3%の増となりました。



第19款諸収入は、収入済額9,662万559円で、前年度比▲6,739万9,450円、41.1%の減となりました。減となった主な要因は、前年度には経済対策臨時福祉給付金清算金また、鋸南町雇用創造協議会への貸付金元金収入があったことによるものでございます。

第20款町債の収入済額は、6億3,809万8千円です。前年度と比較し2億5,819万6千円、68.0%の増となっております。

予算現額と収入済額との比較において▲9,890万円の減額となっておりますが、これは、小中学校空調設備設置事業債・老人福祉センター改修事業債等を、令和元年度へ繰越したことにより減となったものでございます。

歳入合計につきましては、予算現額44億6,339万4千円に対し、収入済額44億1,462万5,834円となり、予算現額に対する収入率は98.9%となりました。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページ、6ページをお開き願います。

第1款議会費は、予算現額6,772万3千円に対し、支出済額は6,741万2,964円でした。前年度比で1万8,227円の減となりました。

第2款総務費は、予算現額6億5,859万5千円に対し、支出済額は、6億4,633万5,919円、前年度比で▲1億79万8,337円、13.5%の減となりました。減となった主な要因は、前年度に実施された旧佐久間小学校特別教室棟解体工事、BBQハウス整備関連事業及び南房総水道企業団出資金等の減によるものでございます。

第3款民生費につきましては、予算現額11億4,684万6千円に対し、支出済額は11億2,707万3,008円でした。

前年度比で▲1,722万7,059円、1.5%の減となりました。減となりましたのは主に、前年度に実施した介護保険事業計画策定委託、障害福祉計画策定委託及び国民健康保険特別会計繰出金等の減によるものでございます。

第4款衛生費は、予算現額3億9,136万9千円に対し、支出済額3億8,743万7,214円で、前年度と比較し1,855万6,461円、5.0%の増となりました。増となりましたのは、一般廃棄物及び広域廃棄物処理施設整備負担金、病院費及び鋸南地区環境衛生組合分担金等の増によるものでございます。

第5款農林水産業費は、予算現額2億50万円に対し、支出済額1億8,580万1,402円でした。前年度と比較し282万6,553円、1.5%の増でございました。前年度で鋸南土地改良区償還助成が終了となり減となりましたが、鋸南町有害鳥獣対策協議会委託また、前年度まで総務費で支出しておりました有害鳥獣対策の地域おこし協力隊員報酬及び活動支援業務委託、漁港施設補修工事が増となりました。

第6款商工費は、予算現額2億310万円2千円に対し、支出済額2億193万4,695円でした。前年度比で9,761万712円、93.6%の増となりました。増となりましたのは、元名採石場跡地の土地購入費、地域おこし協力隊員報酬及び活動支援業務委託が増となったことによるものでございます。

第7款土木費は、予算現額1億8,873万8千円に対し、支出済額1億6,166万8,654円でした。前年度比で970万5,303円、6.4%の増となりました。増となりました主な要因は、前年度から平成30年度に繰越しました下佐久間地先の学校橋及び小保田地先の氏神橋の補修工事、住宅リフォーム補助金の増によるものでございます。

第8款消防費は、予算現額1億3,817万1千円に対し、支出済額1億3,141万8,569円でした。前年度比で9,520万603円、262.9%の増となりました。増となりました主な要因は、消防施設費の消防ポンプ自動車及びデジタル戸別受信機導入事業によるものでございます。

第9款教育費は、予算現額7億7,464万2千円に対し、支出済額6億5,966万3,625円でした。前年度比で9,358万5,139円、16.5%の増となりました。増となりました主な要因は、平成30年度に繰越しました幼稚園建設工事及びスクールバス購入、中学校無線LAN環境構築工事、プール設備等改修工事等によるものでございます。

7ページ、8ページをお開き願います。

第10款災害復旧費は、予算現額3,452万8千円に対し、支出済額2,845万840円でした。前年度比2,618万2,260円、1153.9%の増となりました。これは道路災害復旧工事及び漁港施設災害復旧工事が平成30年度に繰越となったことによるものでございます。

第11款公債費は、支出済額5億3,495万3,247円でした。前年度比592万684円、1.1%の増となりました。

支出の内訳につきましては、町債償還元金は4億9,017万6,602円、償還利子は4,477万6,645円でございます。

第12款諸支出金は、支出済額1億2,212万7,522円でした。内訳は、財政調整基金に1億205万5千円、中山間地域農村活性化対策基金に15万円、豊かなまちづくり基金に1,484万円、都市交流施設整備基金に494万円、奨学資金貸付基金に2万2,522円、美術品取得基金に12万円をそれぞれ積立したものでございます。

歳出総額につきましては、予算現額44億6,339万4千円に対し、支出済額42億5,427万7,659円で、執行率は95.3%でございました。

翌年度繰越額は1億1,811万3,800円、不用額は9,100万2,541円で予算現額に対し2.0%となりました。歳入歳出差引額1億6,034万8,175円は次年度へ繰り越しとなります。

以上で、平成30年度鋸南町一般会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

続きまして、平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明いたします。

はじめに、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額は、12億4,835万4,667円。前年度比で▲2億7,524万6,

748円、18.1%の減となりました。

歳出総額は11億9,439万4,332円、前年度比で▲2億3,312万9,220円、16.3%の減となりました。大幅な減となりましたが、これは、広域化に伴う新たな財政の仕組みにより歳入歳出の予算規模が縮小となったことが要因でございます。

歳入歳出差引額は5,396万335円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので実質収支額は同額となりました。

国民健康保険特別会計の歳入歳出決算書1ページ、2ページをお開き願います。

歳入のうち、第1款国民健康保険料の調定額2億3,819万9,401円に対し、収入済額は1億9,586万4,345円でした。前年度比で▲4,503万1,731円、18.7%の減となっております。

保険料の徴収率は、82.23%で、前年度比では0.26ポイントの増となりました。

不納欠損額は33名分、548万9,087円の不納欠損処分をいたしました。

収入未済額は、3,684万5,969円となっておりますが、現年度分保険料にかかる還付未済額8万500円がありますので、3,692万6,469円が実質の収入未済額となります。

第2款国庫支出金につきましては、国からの補助金等が県支出金に集約されたことなどで平成30年度において予算の計上はございませんでした。

第3款県支出金につきましては、予算現額8億5,849万2千円に対し、収入済額は8億5,005万2,088円で、前年度比で7億6,928万3,124円、952.4%の増となりました。

第4款財産収入につきましては、収入済額5万8,921円でございます。

第5款繰入金は、収入済額9,094万3,375円で、前年度比で▲1,069万4,471円、10.5%の減となっております。減となった主な理由は、保険基盤安定繰入金の減によるものでございます。

第6款繰越金は、収入済額9,607万7,863円で、前年度比▲4,379万9,625円、31.3%の減となりました。

第7款諸収入は、収入済額1,535万8,075円、前年度比で1,399万9,343円の増となりました。増となった要因は、交通事故等の第三者行為による医療給付分に対する納付金があったことによるものでございます。

歳入合計は、予算現額12億4,762万7千円に対し、収入済額は12億4,835万4,667円となりました。

3ページ、4ページをお開き願います。

歳出についてご説明いたします。

第1款総務費は、予算現額1,443万2千円に対し、支出済額は、1,352万1,560円で、前年度と比較し、156万7,687円、13.1%の増となりました。

第2款保険給付費は、総支出額の68.6%を占めております。

支出済額は8億1,989万8,019円で、前年度比で▲1,711万16円、2.0%の減となりました。これは第1項の療養諸費が減となったことが主な理由でございます。

第3款国民健康保険事業費納付金は、広域化に伴い平成30年度から新設された費目で総支出額の22.0%を占めております。支出済額は、2億6,295万4,958円となりました。

第5款保健事業費は、支出済額3,060万5,724円で、前年度比430万4,522円、16.4%の増となりました。増となった主な理由は、特定健診受診率向上事業業務委託の増によるものでございます。

第6款基金積立金は、5千万円で、前年度比▲2千万円、28.6%の減となりました。

第7款諸支出金は支出済額1,741万3,931円で、前年度比▲372万4,928円、17.6%の減となりました。減となった主な理由は、療養給付費等負担金償還金の減によるものでございます。

歳出合計は、予算現額12億4,762万7千円に対し、支出済額11億9,439万4,332円となりました。予算執行率は95.7%で、不用額は5,323万2,668円となりました。

歳入歳出差引額5,396万335円は次年度へ繰り越しとなります。

続きまして、平成30年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

はじめに、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額は、1億2,929万1,187円で、前年度比478万454円、3.8%の増となりました。

歳出総額は、1億2,674万6,850円で、前年度比520万7,004円、4.3%の増でございました。歳入歳出差引額は254万4,337円で、実質収支額も同額となりました。

それでは、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開き下さい。

第1款後期高齢者医療保険料は、調定額8,808万3,700円に対し、収入済額8,675万2,800円、徴収率は98.49%でございました。歳入の67.1%を占めるものでございます。

不納欠損額は、ございませんでした。

収入未済額は133万900円となっておりますが、現年度分特別徴収保険料にかかる還付未済額1万9千円がありますので、134万9,900円が実質の収入未済額となります。

第2款繰入金は収入済額3,668万6,814円でした。一般会計からの保険基盤安定繰入金は3,459万7,814円となっております。

第3款繰越金、収入済額297万887円。

第4款諸収入、収入済額288万686円、広域連合からの受託事業収入が主なものでございます。

歳入合計で、収入済額は、1億2,929万1,187円でございます。

3ページ、4ページをお開き願います。

歳出についてご説明いたします。

歳出の主なものは、第2款の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。支出済額は、1億2,162万1千円で、歳出の96.0%を占めております。前年度比481万9千円、4.1%の増となりました。

第3款保健事業費は、支出済額251万6,991円で、主なものは、検診事業委託料となっております。

第4款諸支出金は、支出済額81万7,427円、主な支出は一般会計繰出金76万7,627円となっております。

歳出合計では、支出済額1億2,674万6,850円となり、予算執行率は99.4%で、不用額は70万9,150円となりました。

歳入歳出差引額、254万4,337円は次年度へ繰越するものでございます。

続きまして、平成30年度鋸南町介護保険特別会計決算についてご説明いたします。

はじめに、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額は、13億8,556万223円で、前年度比3,189万9,671円、2.4%の増となりました。

歳出総額は、13億3,370万6,122円で、前年度比6,172万3,343円、4.9%の増となりました。

歳入歳出差引額は、5,185万4,101円でございます。

翌年度繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額となります。

それでは、介護保険特別会計歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開き下さい。

歳入の第1款保険料の調定額2億5,726万4,499円、収入済額は2億5,127万5,700円で、徴収率は97.67%でございます。前年度比では1,474万600円、6.2%の増でした。

不納欠損額は11名分、117万1,700円の不納欠損処分をいたしました。

収入未済額は、481万7,099円となっておりますが、現年度分保険料にかかる還付未済額58万6,800円がありますので、540万3,899円が実質の収入未済額となります。

第3款国庫支出金は、収入済額3億3,519万1,260円でした。前年度比で279万1,834円、0.8%の増でございます。

第4款支払基金交付金は、収入済額3億4,976万1,249円で、前年度比で▲2,055万6,598円、5.6%の減となりました。主に介護給付費交付金の減によるものでございます。

第5款県支出金は、収入済額1億8,280万3,381円で、前年度比で▲209万5,316円、1.1%の減となりました。

第6款繰入金は、収入済額1億8,479万8,640円、内訳は、一般会計繰入金1億7,453万9,640円、介護給付費準備基金からの繰入金1,025万9千円でございます。

第7款繰越金は、収入済額8,167万7,773円、歳入合計は、予算現額13億5,637万円に対して、収入済額は、13億8,556万223円となりました。

3ページ、4ページをお開き下さい。

歳出についてご説明いたします。

歳出の主なもの、第2款保険給付費で歳出の89.2%を占めております。

支出済額は11億8,984万322円で、前年度と比較し1,791万1,774円、1.5%の増となりました。

第4款基金積立金は、支出済額1,677万7千円です。これは介護給付費準備基金に積立したものでございます。

第5款諸支出金は、支出済額6,696万7,281円で、前年度と比較し、4,326万5,047円、182.5%の増となりました。増となりました主な要因は、償還金の増によるものでございます。

第6款地域支援事業費は、支出済額4,906万8,700円で、前年度と比較し▲117万6,202円、2.3%の減となりました。

歳出合計は、予算現額13億5,637万円に対し、支出済額は13億3,370万6,122円で、予算執行率は98.3%、不用額は2,266万3,878円でございます。

歳入歳出差引額は5,185万4,101円となり、次年度へ繰越するものでございます。

以上、雑駁ですが、平成30年度決算についての説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、認定賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（青木悦子）

ただいま説明のありました平成30年度決算につきましては、去る8月9日、監査委員による審査がなされておりますので、柴本健二代表監査委員より審査結果の報告を求めます。

柴本監査委員。

〔代表監査委員 柴本健二 登壇〕

#### ○代表監査委員（柴本健二）

決算の審査の結果について報告いたします。

なお、1から3の審査の対象及び審査の期日並びに審査の方法につきましては、決算審査意見書をご参照していただきたいと思っております。

それでは、4、審査の結果。

審査に付された、各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳票及び証書類と照合した結果、適正に表示されているものと認められました。

また、予算の執行及び関連する事務の処理は、概ね適正に行われているものと認められました。なお、会計ごとの意見は以下のとおりです。

(1) 一般会計について、実質収支額が1億5,999万7千円となり、前年度に比べ、4,306万4千円縮減したものの、引き続き財源確保の努力と効率的効果的な支出による堅実な財政運営が行われているものと認めます。

主たる自主財源である町税額は、7億5,487万円で前年度と比較して1,304万1千円の減となっていますが、評価替えによる固定資産税調定額の減少及び町たばこ税の落ち込みがその要因であり、税の徴収に関しては、現年度分については前年と同率、滞納繰越分は、0.2%増となっています。

収入未済額は、町税全体では3,050万1千円で対前年度322万4千円の減となり、3年前と比較すると2,281万7千円の減となっています。これは積極的な収納対策による結果であることは言うまでもありませんが、回収不能なものについては、適正な不納欠損を行ってきた成果であると考えます。

今後とも課税の公平性及び公正性の観点から、早期に厳密な収納対策を心がけ、未済額の減少に努めるようお願いします。

また、自主財源の1つである施設等の使用料ですが、改修により観光客等の町営施設の需要は増加しており、さらに採石場跡地やバーベキュー場等の新施設の利用も始まったことから、使用料については、更に一層の創意工夫をこらすことにより増額を図っていただきたい。

歳出については、予算に沿って適正に支出されたものと認められます。

事務処理については、概ね適正に処理されてきました。毎月実施している例月検査においては、事務事業が法令等に沿って適正に行われているか関係書類の検査を行っており、不適切なものについては、その都度、修正改善を求めており、それらについて即応いただいた結果であると考えます。

また、本町の事務事業は多岐にわたっていることから、事務上の瑕疵を減らすために、複雑で専門的な知識を要するものについては、習熟したものが担当し、或いは確認を行うことにより、瑕疵を未然に防止するよう努めてください。

(2) 国民健康保険特別会計について、予算の執行は適切に行なわれ、会計、事務処理とも適正であると認めます。保険料の収入未済額は3,684万6千円であり、対前年度比791万3千円の減となり、収納努力の跡が見受けられました。

徴収率は年々上昇しており、本年も0.26%上昇し、現年分に関しては県下第2位の高徴収率です。

今後も町税と同様、収納対策の早期対応と強化に一層の努力をお願いします。

(3) 後期高齢者医療特別会計について、予算の執行、会計事務処理とも適正であると認めます。ただし、保険料の収入未済額が133万1千円で対前年度比45万円増となり、徴収率も0.46%下落し、直近3年間では1%下落しています。保険の運用方法や加入被保険者等、制度に起因する問題もあるとは思いますが、縮減にむけて検討をお願いします。

(4) 介護保険特別会計について、予算の執行、会計事務処理とも適正であると認めます。

令和元年8月16日、鋸南町長白石治和様、鋸南町監査委員柴本健二、鋸南町監査委員小藤田一幸。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

ここで、暫時休憩をし、13時30分から会議を再開します。

…………… 休憩・ 午前 11時38分 ……………  
…………… 再開・ 午後 1時30分 ……………

**○議長（青木悦子）**

休憩前に引き続き、会議を再開します。

休憩前に、会計管理者からの説明並びに監査委員からの審査結果について報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号「平成30年度決算認定について」

1. 平成30年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
2. 平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
3. 平成30年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
4. 平成30年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算

以上については、議会選出の監査委員を除く全員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

異議なしと認めます。

よって、議案第8号「平成30年度決算認定について」は、議会選出の監査委員を除く全員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することに決定いたしました。

**◎議案第9号の上程、説明**

**○議長（青木悦子）**

日程第10 議案第9号「平成30年度決算認定について」



1. 平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
2. 平成30年度鋸南町水道事業会計決算

を議題といたします。

### ○議長（青木悦子）

はじめに、平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計決算について、保健福祉課長より説明を求めます。

保健福祉課長。

[保健福祉課長 杉田和信 登壇]

### ○保健福祉課長（杉田和信）

平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計決算についてご説明申し上げます。

指定管理者制度を導入し11年目の決算となりました。

平成30年度の病院事業会計の収益につきましては、医業収益における診断書料等の文書料と、医業外収益における他会計補助金、長期前受金戻入及びその他医業外収益が主なものでございます。

また、費用につきましては、医業費用における減価償却費及び指定管理者交付金、医業外費用においては、企業債の支払利息が主なものでございます。

それでは、決算書の1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入でございますが、第1款病院事業収益において、予算額8,429万4千円に対し、決算額8,441万7,616円でありました。

決算額の内訳でございますが、第1項医業収益では、259万2千円、第2項医業外収益では8,182万5,616円となっております。

支出におきましては、第1款病院事業費用で、予算額1億1,732万5千円に対し、決算額は1億1,113万9,276円でありました。

地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額396万5千円は、一昨年に被災した鋸南病院脇の保田川護岸の復旧工事の遅延により、工事後に所有者が行う電柱及びゴミ置場の原状復旧工事も遅れることとなり、年度内に工事が完了できなかったことにより、翌年度へ予算を繰り越した額でございます。

決算額の内訳ですが、第1項医業費用では、1億937万6,181円、第2項医業外費用では176万3,095円となりました。

2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

収入でございますが、第1款資本的収入では、予算額1,296万2千円に対し、決算額も同額の1,296万2千円でありました。

第1項出資金の決算額1,296万2千円は、支出における企業債の元金償還額の財源として、一般会計から出資を受けた額でございます。

支出でございますが、第1款資本的支出の予算額1,967万円に対し、決算額は1,966万8,871円でありました。

第1項建設改良費は、ガス滅菌器130万6,800円及び超音波診断装置540万円を更新した費用でございます。

第2項企業債償還金は、企業債元金の償還額でございます。

なお、資本的収入額が、資本的支出額に不足する額670万6,871円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

続きまして、3ページをお願いいたします。

平成30年度における損益計算書、これは税抜きでございますが、ご説明申し上げます。

1. 医業収益の240万円につきましては、診断書料等の文書料による収益でございます。

2. 医業費用でございますが、①の経費から③の指定管理者交付金まで、合わせて1億931万8,993円となりました。

指定管理者交付金につきましては、著しい入院収益の減等により、7千万円を一般会計から当該会計を通じて、指定管理者である医療法人財団鋸南きさらぎ会へ繰出したものでございます。

この結果、医業収支におきましては、1億691万8,993円が損失として生じました。

3. 医業外収益では、①の他会計負担金から④のその他医業外収益まで、合計8,175万1,542円となりました。

4. 医業外費用については、支払利息及び企業債取扱諸費が147万5,181円、消費税等を調整した雑支出が28万7,914円となりました。

結果的に、平成30年度は2,693万546円の純損失が生じ、年度末の未処理欠損金は、13億5,095万7,301円となりました。

4ページは、欠損金計算書でございます。

資本に係る、資本金・資本剰余金・利益剰余金それぞれについて、年度内の変動をお示しするものでございます。

1番左の資本金につきましては、一般会計からの出資金の受入れにより、年度末残高は16億6,458万5,053円となりました。

中央部分になりますが、資本剰余金については、変動がなく、左側の利益剰余金につきましては、損益計算書で申し上げましたとおり、30年度末の未処理欠損金は、13億5,095万7,301円となり、平成30年度末の資本合計は、3億1,362万7,752円となりました。

次に、5ページをお願いします。

欠損金処理計算書でございますが、4ページの欠損金計算書における資本金及び未処理欠損金の処理を行わず、翌年度へ繰り越すものでございます。

6ページ及び7ページご覧いただきます。

30年度末の貸借対照表で、資産、負債及び資本の状況を表にしたものでございます。資産合計並びに負債・資本合計は、4億4,137万9,908円となりました。

資産の部の、2. 流動資産のうち(1)の現金預金でございますが、年度末における現金保有額は、1, 436万8, 317円となりました。

また、(2)未収金439万2, 487円のうち396万4, 269円は、電柱等の原状復旧工事に係る県補償金でございます。

8ページ以降は、決算書の添付書類でございますので、後ほどご覧願いたいと思います。

以上で、平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計決算に関する説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のうえ、認定賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（青木悦子）

次に、平成30年度鋸南町水道事業会計決算について、建設水道課長より説明を求めます。

建設水道課長。

[建設水道課長 平嶋隆 登壇]

### ○建設水道課長（平嶋隆）

議案第9号 平成30年度鋸南町水道事業会計決算についてご説明いたします。

はじめに、決算書の10ページをお願いいたします。

1の水道事業の概況についてご説明いたします。

給水状況につきましては、年間の給水量は、109万4, 754<sup>m</sup>で前年度比1.7%の減となりました。

また、南房総広域水道事業団からの受水量は、40万3, 254<sup>m</sup>で、給水量全体の36.8%となりました。

次に、建設工事であります。配水管布設替工事といたしまして、中原地区の県道鴨川保田線の配水管を交換いたしました。また、浄水場ポリ塩化アルミニウム注入設備改修工事及び粉末活性炭注入設備設置工事並びに小保田第2、第3加圧所の改修工事を実施いたしました。

12ページをお願いいたします。

3、業務の状況であります。有収水量は、92万2, 689<sup>m</sup>で、前年度比2.4%の減となりました。また、有収率は84.3%で、前年度とほぼ同一となりました。

平成31年3月の給水人口は、7, 831人、給水戸数は、3, 651戸、給水栓数は5, 563栓、給水人口は前年度比174人の減少となりました。

お戻りいただきまして、1ページをお願いしたいと思います。

(1)収益的収入及び支出の収入であります。第1款水道事業収益は、予算額5億2, 309万円に対し、決算額は、5億2, 815万9千816円となりました。

内訳であります。第1項営業収益は、2億8, 510万5, 460円で、前年度と比較して、574万3, 986円の減となりました。

第2項営業外収益は、2億4, 305万4, 356円となり、主なものは、県補助金9, 695万4千円、一般会計補助金1億80万8千円、長期前受金戻入4, 131万

9, 844円であります。

次に、支出につきましてご説明いたします。

第1款水道事業費は予算額4億7,066万7千円に対し、決算額は4億5,962万1,728円となりました。

不用額は、1,104万5,272円ではありますが、委託料、修繕費等の減によるものであります。

内訳であります。第1項営業費用は、4億2,002万1,870円となり、主なものは、南房総広域水道事業団への受水費、人件費、減価償却費、委託料、修繕費、動力費等でございます。

第2項営業外費用は、3,959万7,309円となりました。内訳は、企業債利息、リース資産利息及び消費税納付額等でございます。

第4項特別損失2,549円は、過年度の水道料金不納欠損分の消費税分でございます。

2ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款資本的収入は、予算額6,300万円に対し、決算額も同額の6,300万円となりました。

内訳は、企業債で、建設改良事業実施に伴い借り入れたものでございます。

次に、支出につきましてご説明いたします。

第1款資本的支出は、予算額2億1,819万2千円に対しまして、決算額は、2億1,818万2,947円になりました。

その内訳でございますが、配水管布設工事、浄水場改修工事及び加圧所改修工事等によります建設改良費7,894万82円と企業債償還金1億3,924万2,865円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対する不足額1億5,518万2,947円は、過年度分損益勘定留保資金・当年度分損益勘定留保資金・当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしました。

次に、3ページをお願いいたします。

損益計算書の税抜きでございます。

1. 営業収益は、2億6,420万1,301円となりました。

2. 営業費用は、(1)原水及び浄水費から(6)資産減耗費までで、4億640万1,799円となり、営業収支では、1億4,220万498円の損失が生じました。

3. 営業外収益は、(1)受取利息から(6)雑収益までで、2億4,276万2,910円となりました。

4. 営業外費用は、3,830万8,780円となりまして、営業外収支では、2億445万4,130円の利益がありました。

これによりまして、営業収支と営業外収支差し引きによります当年度純利益は、6,225万3,632円となりました。

次に、4ページをお願いいたします。

剰余金計算書であります。当年度純利益の6,225万3,632円を処理し、30年度末の資本合計は、2億5,423万2,374円となりました。

5ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書につきましては、30年度末未処分利益剰余金2億5,423万2,374円を翌年度に繰越すものでございます。

6ページから8ページにつきましては、30年度末の貸借対照表で資産及び負債・資本の状況を表したものでありまして、資産合計及び負債・資本合計は、それぞれ33億1,596万2,154円となりました。

9ページ以降は、決算書の添付書類でございますので、後ほどご覧いただきますようお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、認定賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（青木悦子）

ただいま、議題となっております、病院事業会計及び水道事業会計の平成30年度決算につきましては、去る7月24日に、監査委員による審査がなされておりますので、柴本健二代表監査委員より審査結果の報告を求めます。

柴本監査委員。

〔代表監査委員 柴本健二 登壇〕

### ○代表監査委員（柴本健二）

決算の審査の結果について報告いたします。

なお、1から3の審査の対象及び審査の期日並びに審査の方法につきましては、決算審査意見書をご参照していただきたいと思います。

それでは、4、審査の結果。

審査に付された各会計の決算書及び付属書類については、関係法令に準拠して作成されており、適正に表示されているものと認められ、財務処理においても概ね適正に行われていました。なお、各事業における意見は次のとおりです。

(1) 鋸南町鋸南病院事業会計について、病院事業会計決算は、2,693万1千円の当年度純損失となりました。純損失の額が、前年度に比べ670万円ほど縮小しましたが、費用における減価償却費の減及び収益における災害復旧工事に係る県補償金の計上によるものです。

病院の運営については、医療法人財団鋸南きさらぎ会に指定管理をしていますが、同会の前年度決算を見ると、入院や外来診療による医業収益が減少する一方で、人件費等の費用が増加したことにより経営状況が悪化したため、当期損失が増加、町補助金を増額することになりました。この状況の改善がなされない場合、令和元年度の同会の決算については、さらに悪化することが懸念されます。

医業収益の落ち込みの原因としては、入院患者数の著しい減少が要因であります。また、看護師不足による3階病床の閉鎖も生じていることから、看護師の育成を含めた人材確保に力を入れ、病床再開に向けて、力を注ぐことが急務であると考えます。

従って町としては、同会との連絡を密にし、同会が医業収益の増収及び経費の節減を図れるよう指導助言を行い、現状を改善することにより赤字額を縮減、ひいては黒字へ転換ができるよう、更なる努力をお願いします。

(2) 水道事業会計について、収益的収入の営業収益は、2億8,510万5千円となり前年度に比べ574万4千円(2.0%)減少しました。有収率は、84.3%と前年度と同一でありましたので、今後とも漏水探査等の漏水対策に努め、数値向上を図るようお願いします。

収益的支出の営業費用は、4億2,002万2千円となり、前年度に比べ106万円8千円(0.3%)減少しました。

資本的支出の主なものとしては、配水管布設工事1か所、加圧所及び浄水施設の改修を実施したことから7,010万3千円の支出が行われました。

損益計算書における経営成績の結果である当年度純利益は、6,225万4千円であり、前年度に比べ130万7千円(1.2%)増加し、当年度末、処分利益剰余金は、2億5,423万2千円となりました。ただし、当年度純利益の増加については、その要因が県及び町補助金であることを考慮に入れてください。

固定資産の状況については、管理台帳がよく整理されており、貯蔵品についても整理整頓がなされ管理状況は良好でありました。

水道料金の徴収に関しては、現年分徴収率は98.5%と前年度より0.1%向上しました。未収金の残高は、1,120万7千円となり、前年度に比べ206万1千円(15.5%)減少しており、徴収努力の跡がうかがえました。現年分の未収金を増やさぬことが、滞納繰越を減ずることにつながりますので、引き続き現年分の徴収に努めてください。

老朽管の漏水による断水で、住民生活に支障をきたす事例が発生しています。建設改良事業を実施することにより、資産の減少、減価償却費や資産減耗費等の営業費用の増加を招くことにはなりますが、財政的な事情が許す限り利用者への安定供給のため、積極的な管の敷設替えをお願いします。

また、人口減少が深刻な問題となっており、将来的に給水人口の減少による経営悪化の懸念もあることから、中長期的な視野に立った堅実な事業運営を願いたい。

令和元年8月16日、鋸南町長白石治和様、鋸南町監査委員柴本健二、鋸南町監査委員小藤田一幸。

以上です。

### ○議長(青木悦子)

担当課長からの説明並びに監査委員からの審査結果について報告が終わりました。

お謀りいたします。

ただいま議題となっております、議案第9号「平成30年度決算認定について」

1. 平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
2. 平成30年度鋸南町水道事業会計決算

について、議会選出の監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会に付託の上、

審査いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

異議なしと認めます。

よって、議案第9号「平成30年度決算認定について」は、議会選出の監査委員を除く全員で構成する「決算審査特別委員会」に付託の上、審査することに決定いたしました。

**○議長（青木悦子）**

ここで暫時休憩し、決算審査特別委員会を開催いたしますので、議員各位は委員会室へお集まり願います。

…………… 休憩・ 午後2時00分 ……………

…………… 再開・ 午後2時09分 ……………

**○議長（青木悦子）**

休憩を解いて会議を再開いたします。

先ほど、開催された決算審査特別委員会において、決算審査特別委員会委員長に鈴木辰也議員、同副委員長に大塚昇議員が選任されました。

ここで、暫時休憩します。

…………… 休憩・ 午後2時09分 ……………

…………… 再開・ 午後2時11分 ……………

**○議長（青木悦子）**

休憩を解いて会議を再開します。

お手元に議案付託表及び決算審査特別委員長からの委員会召集通知書を配布いたしました。

休会中の9月9日午前10時から、「地方自治法第233条第3項の規定による、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の決算認定、及び「地方公営企業法第30条第4項の規定による、鋸南病院事業会計、水道事業会計の決算認定について、それぞれ決算審査特別委員会を開催し、決算審査をお願いいたします。

## ◎報告第1号の説明

### ○議長（青木悦子）

日程第11 報告第1号「平成30年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について」を議題といたします。

総務企画課長より報告を求めます。

総務企画課長。

[総務企画課長 平野幸男 登壇]

### ○総務企画課長（平野幸男）

報告第1号「平成30年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について」ご報告申し上げます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定により、去る8月9日、監査委員の審査をいただきましたので、ここに、ご報告申し上げます。

表にお示しましたとおり、健全化判断比率は4つの比率を算出いたします。

なお、表の右側の列には、法律等により定められた早期健全化基準を表示しております。

はじめに、①実質赤字比率は、平成30年度の一般会計歳入歳出決算の実質収支額が赤字ではなかったため、該当無しとなりました。

次に、②連結実質赤字比率は、平成30年度の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の決算における実質収支額と、平成30年度病院事業会計及び水道事業会計の決算における資金不足又は剰余額の合計が赤字ではなかったため、該当無しとなりました。

次に、③実質公債費比率であります。標準財政規模に対する、一般会計が負担した起債の償還元金及び利子並びに一般会計が負担した企業会計、一部事務組合等の起債等の償還元金及び利子の合計額の比率は、過去3年間の平均で13.7%であり、早期健全化基準の25.0%を下回りました。

最後に、④将来負担比率は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債、つまり、標準財政規模に対する、実質公債費比率の対象とされた企業会計等を含めた将来負担の額の比率は、56.8%であり、早期健全化基準の350.0%を下回りました。

以上で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率についての報告を終了いたします。

なお、参考資料として、監査委員の意見書を添付いたしましたので、ご参照をお願いします。

以上で、報告を終わります。

### ○議長（青木悦子）

報告が終わりました。



## ◎報告第2号の説明

### ○議長（青木悦子）

日程第12 報告第2号「平成30年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（病院事業会計）」を議題といたします。

保健福祉課長より報告を求めます。

保健福祉課長。

[保健福祉課長 杉田和信 登壇]

### ○保健福祉課長（杉田和信）

報告第2号「平成30年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（病院事業会計）」をご報告いたします。

資金不足の算定につきましては、年度末の債務負担高である「流動負債」から年度末の現金保有高等である「流動資産」を差し引き計算し、「流動負債」が「流動資産」を上回る場合は、差引額が資金不足額となります。

平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計においては、「流動負債」よりも「流動資産」が上回っていることから、資金不足が生じておらず、資金不足比率が該当しないこととなりました。

以上で、財政健全化法に基づく資金不足比率の報告を終わりますが、規定に基づき、監査委員の意見書を添付いたしましたので、ご参照願います。

### ○議長（青木悦子）

報告が終わりました。

## ◎報告第3号の説明

### ○議長（青木悦子）

日程第13 報告第3号「平成30年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（水道事業会計）」を議題といたします。

建設水道課長より報告を求めます。

建設水道課長。

[建設水道課長 平嶋隆 登壇]

### ○建設水道課長（平嶋隆）

報告第3号「平成30年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（水道事業会計）」をご説明いたします。

資金不足の算定につきましては、「流動負債」から「流動資産」を差し引いて計算いたしますが、当会計は資金不足とはなっておりませんので、平成30年度鋸南町水道事業会計については、該当しないこととなります。

以上で、財政健全化法に基づく資金不足比率の報告を終わりますが、参考資料といたしまして、監査委員の意見書を添付いたしましたので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、報告を終わります。

**○議長（青木悦子）**

報告が終わりました。

**◎散会の宣言**

**○議長（青木悦子）**

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明日5日から12日までは委員会審査等のため休会とし、最終日の9月13日は午後2時から会議を開きますので、定刻5分前にご参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 午後2時20分 ……………

令和元年第5回鋸南町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和元年9月13日 午前10時30分開議  
(議場使用不能につき3階大会議室使用)

- |      |       |   |
|------|-------|---|
| 日程第1 | 議案第6号 | 令和元年度鋸南町一般会計補正予算(第3号)について   |
| 日程第2 | 議案第7号 | 令和元年度鋸南町介護保険特別会計補正予算(第2号)について   |
| 日程第3 | 議案第8号 | 平成30年度決算認定について<br>1. 平成30年度鋸南町一般会計歳入歳出決算<br>2. 平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算<br>3. 平成30年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算<br>4. 平成30年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第4 | 議案第9号 | 平成30年度決算認定について<br>1. 平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計決算<br>2. 平成30年度鋸南町水道事業会計決算  |

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

出席議員(11名)

- |              |             |
|--------------|-------------|
| 1 番 笹生あすか議員  | 2 番 早川正也議員  |
| 3 番 竹田和明議員   | 4 番 大塚昇議員   |
| 5 番 青木悦子議員   | 6 番 笹生久男議員  |
| 7 番 渡邊信廣議員   | 8 番 小藤田一幸議員 |
| 9 番 鈴木辰也議員   | 11 番 笹生正己議員 |
| 12 番 平島孝一郎議員 |             |

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 白 | 石 | 治 | 和 | 副 | 町 | 長 | 内 | 田 | 正 | 司 |   |   |   |   |   |   |   |
| 教 | 育 | 長 | 富 | 永 | 安 | 男 | 総 | 務 | 企 | 画 | 課 | 長 | 平 | 野 | 幸 | 男 |   |   |   |
| 税 | 務 | 住 | 民 | 課 | 長 | 加 | 藤 | 芳 | 博 | 保 | 健 | 福 | 祉 | 課 | 長 | 杉 | 田 | 和 | 信 |
| 地 | 域 | 振 | 興 | 課 | 長 | 飯 | 田 | 浩 | 建 | 設 | 水 | 道 | 課 | 長 | 平 | 嶋 | 隆 |   |   |
| 教 | 育 | 課 | 長 | 福 | 原 | 規 | 生 | 会 | 計 | 管 | 理 | 者 | 寺 | 本 | 幸 | 弘 |   |   |   |
| 監 | 査 | 委 | 員 | 柴 | 本 | 健 | 二 | 総 | 務 | 管 | 理 | 室 | 長 | 安 | 田 | 隆 | 博 |   |   |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局 長 笹 生 矩 義

…………… 開 議 ・ 午 前 1 0 時 3 0 分 ……………

### ◎開議の宣言

#### ○議長（青木悦子）

皆さん、こんにちは。  
暑ければ、上着を脱いでいただいても結構です。  
議員各位にはご苦労さまです。  
定刻となりましたので、ただ今より会議を開きます。  
ただいまの出席議員は11名です。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### ◎議事日程の報告

#### ○議長（青木悦子）

本日の議事日程を、あらかじめお手元に配布しておきました。

### ◎議案第6号の質疑、討論、採決

#### ○議長（青木悦子）

日程第1 議案第6号「令和元年度鋸南町一般会計補正予算（第3号）について」を  
議題といたします。

直ちに、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第7号の質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第2 議案第6号「令和元年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

直ちに、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第8号の委員長報告**

**○議長（青木悦子）**

日程第3 議案第8号「平成30年度決算認定について」

1. 平成30年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
2. 平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
3. 平成30年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
4. 平成30年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算

についてを議題といたします。

本案については、決算審査特別委員会に付託し、審査いただいております。

委員長から、審査の経過及び結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会 鈴木辰也委員長。

[決算審査特別委員会委員長 鈴木辰也 登壇]

### ○決算審査特別委員会委員長（鈴木辰也）

決算審査特別委員会に付託されました、議案第8号「平成30年度決算認定について」

1. 平成30年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
2. 平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
3. 平成30年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
4. 平成30年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算

以上の決算の認定について、審査の経過並びに審査結果の報告をいたします。

決算審査特別委員会は、9月9日、午前10時から開催する予定でしたが、災害のため延期し、本日午前10時から開催いたしました。

審査の冒頭、町から台風15号により災害に対応するため、本会期内での審査は難しく、平成30年度決算認定については、閉会中の継続審査を願いたいとの説明があり、このことについて、採決いたしましたところ、全員賛成で閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

なお、私から議長あてに「閉会中の継続審査申出書」を提出いたしましたので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上で、議案第8号の決算認定について、決算審査特別委員会に付託された審査の経過と結果についての委員長報告を終わります。

### ○議長（青木悦子）

ここで暫時休憩します。

その場でお待ちください。

…………… 休憩・ 午前10時36分 ……………

…………… 再開・ 午前10時37分 ……………

### ○議長（青木悦子）

休憩を解いて会議を再開します。

ただ今、決算審査特別委員会での審査結果は、平成30年度の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、それぞれの歳入歳出決算については、閉会中の継続審査とするとの報告であり、鋸南町議会会議規則第75条の規定により、お手元にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

職員をして「閉会中の継続審査申出書」の朗読を致させます。

議会事務局長。

### ○議会事務局長（笹生矩義）

令和元年9月13日、鋸南町議会議長青木悦子様、決算審査特別委員会委員長鈴木辰也

閉会中の継続審査申出書、本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、鋸南町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記、1. 事件、平成30年度決算認定について

1. 平成30年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
  2. 平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
  3. 平成30年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
  4. 平成30年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算
2. 理由、定例会の会期中に審査することが困難なため
3. 期限、令和元年11月30日

### ○議長（青木悦子）

お諮りいたします。

議案第8号「平成30年度決算認定について」は、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号「平成30年度決算認定について」は申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

## ◎議案第9号の委員長報告

### ○議長（青木悦子）

日程第4 議案第9号「平成30年度決算認定について」

1. 平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
2. 平成30年度鋸南町水道事業会計決算

についてを議題といたします。

本案についても、決算審査特別委員会に付託し、審査いただいておりますので、委員長から、審査の経過及び結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会 鈴木辰也委員長。

〔決算審査特別委員会委員長 鈴木辰也 登壇〕

### ○決算審査特別委員会委員長（鈴木辰也）

決算審査特別委員会に付託されました、議案第9号「平成30年度決算認定について」



1. 平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
2. 平成30年度鋸南町水道事業会計決算

以上の決算の認定について、審査の経過並びに審査結果を報告いたします。

本件につきましても、本日、午前10時から審査いたしましたが、議案第8号と同様に、町から閉会中の継続審査を願いたいとの説明があり、このことについて採決をいたしましたところ、全員賛成で、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

なお、私から議長あてに「閉会中の継続審査申出書」を提出いたしましたので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上で、議案第9号の決算認定について、決算審査特別委員会に付託された審査の経過と結果についての委員長報告を終わります。

### ○議長（青木悦子）

ここで暫時休憩します。

その場でお待ちください。

…………… 休憩・ 午前10時42分 ……………  
…………… 再開・ 午前10時43分 ……………

### ○議長（青木悦子）

休憩を解いて会議を再開します。

ただ今の決算審査特別委員会での審査結果は、平成30年度の鋸南病院事業会計及び水道事業会計の歳入歳出決算については、閉会中の継続審査とするとの報告であり、鋸南町議会会議規則第75条の規定により、お手元にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

職員をして「閉会中の継続審査申出書」の朗読を致させます。

議会事務局長。

### ○議会事務局長（笹生矩義）

令和元年9月13日、鋸南町議会議長青木悦子様、決算審査特別委員会委員長鈴木辰也

閉会中の継続審査申出書、本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、鋸南町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記、1. 事件、平成30年度決算認定について

1. 平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
2. 平成30年度鋸南町水道事業会計決算
2. 理由、定例会の会期中に審査することが困難なため

3. 期限、令和元年11月30日

**○議長（青木悦子）**

お諮りいたします。

議案第9号「平成30年度決算認定について」は、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

異議なしと認めます。

よって、議案第9号「平成30年度決算認定について」は申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

**◎閉会の宣言**

**○議長（青木悦子）**

これにて、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和元年第5回鋸南町議会定例会を閉会します。

皆さん、ご苦労さまでした。

〔閉会のベルが鳴る〕

…………… 閉 会 ・ 午 前 1 0 時 4 5 分 ……………

地方自治法第124条第2項の規定により署名する。

令和 2年 2月19日

議 会 議 長 青 木 悦 子

署 名 議 員 大 塚 昇

署 名 議 員 小 藤 田 一 幸

